

令和6年第1回鬼北町議会定例会

令和6年3月7日（木曜日）

○議事日程

令和6年3月7日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第8号 鬼北町福祉基金条例の制定について
- 日程第7 議案第9号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第8 議案第10号 鬼北町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第11号 鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第12号 鬼北町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第13号 鬼北町分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第14号 鬼北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第15号 令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第14 議案第16号 令和5年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第17号 令和5年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第18号 令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第19号 令和5年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第20号 令和5年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第21号 令和5年度鬼北町水道事業会計補正予算（第3号）につ

- いて
- 日程第 2 0 議案第 2 2 号 令和 5 年度鬼北町病院事業会計補正予算（第 1 号）につ
いて
- 日程第 2 1 議案第 2 3 号 令和 5 年度鬼北町下水道事業会計補正予算（第 1 号）に
ついて
- 日程第 2 2 議案第 2 4 号 令和 6 年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 2 5 号 令和 6 年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 6 号 令和 6 年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 7 号 令和 6 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算につ
いて
- 日程第 2 6 議案第 2 8 号 令和 6 年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 9 号 令和 6 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算につ
いて
- 日程第 2 8 議案第 3 0 号 令和 6 年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 3 1 号 令和 6 年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 3 2 号 令和 6 年度鬼北町下水道事業会計予算について
- 日程第 3 1 諮問第 1 号 鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるこ
とについて
- 日程第 3 2 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件に
ついて
- 日程第 3 3 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につい
て
- 日程第 3 4 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 5 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につい
て
- 日程第 3 6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 6 議案第 8 号 鬼北町福祉基金条例の制定について
- 日程第 7 議案第 9 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例について
- 日程第 8 議案第 1 0 号 鬼北町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する

条例について

- 日程第 9 議案第 1 1 号 鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 1 2 号 鬼北町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 1 3 号 鬼北町分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 1 4 号 鬼北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 1 5 号 令和 5 年度鬼北町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程第 1 4 議案第 1 6 号 令和 5 年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 5 議案第 1 7 号 令和 5 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 6 議案第 1 8 号 令和 5 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 7 議案第 1 9 号 令和 5 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 8 議案第 2 0 号 令和 5 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 9 議案第 2 1 号 令和 5 年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 0 議案第 2 2 号 令和 5 年度鬼北町病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 1 議案第 2 3 号 令和 5 年度鬼北町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 2 議案第 2 4 号 令和 6 年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 2 5 号 令和 6 年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 6 号 令和 6 年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 7 号 令和 6 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 2 8 号 令和 6 年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 9 号 令和 6 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 3 0 号 令和 6 年度鬼北町水道事業会計予算について

- 日程第 29 議案第 31 号 令和 6 年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第 30 議案第 32 号 令和 6 年度鬼北町下水道事業会計予算について
- 日程第 31 諮問第 1 号 鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 32 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 33 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 34 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 35 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 36 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○出席議員（12名）

1 番 坂 本 一 仁	2 番 兵 頭 稔
3 番 高 橋 聖 子	4 番 中 山 定 則
5 番 山 本 博 士	6 番 赤 松 俊 二
7 番 松 下 純 次	8 番 芝 照 雄
9 番 福 原 良 夫	10 番 松 浦 司
11 番 末 廣 啓	12 番 程 内 覺

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議 会 事 務 局 長 都 浩 明 書 記 伊 藤 夏 美

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 井 上 建 司
企 画 振 興 課 長 小 川 秀 樹	総 務 財 政 課 長 水 野 博 光
危 機 管 理 課 長 芝 達 雄	町 民 生 活 課 長 善 家 直 邦
保 健 介 護 課 長 那 須 周 造	環 境 保 全 課 長 森 明
農 林 課 長 奥 藤 幸 利	森 林 対 策 室 長 東 英 範

建設課長	上田	司	水道課長	上田	司
日吉支所長	山本	雄大	会計管理者	古谷	忠志
教育長	行定	洋嗣	教育課長	谷口	浩司
農業委員会会長	谷口	雄記	農業委員会事務局長	奥藤	幸利
選挙管理委員会委員長	谷口	清美	代表監査委員	田中	清志

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

○議長（程内 覺君）

ただいまから、令和6年第1回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（程内 覺君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めまして、おはようございます。

令和6年第1回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして、ありがとうございます。

はじめに、先の臨時会でも申し上げましたが、元旦に発生いたしました能登地震で犠牲になりました方々に、心から哀悼の意を表しますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

本町におきましても、県と連携し避難所への職員派遣、シャワー機器の貸与などの支援を行っているところではございますが、被災地におけるニーズは避難所運営や物資の支援から被害認定調査や罹災証明の発行をはじめ、上下水道の復旧、災害廃棄物の対応など、フェーズが変わってくると思われまます。

今後も息の長い支援が必要と考えますので、引き続き、チーム愛媛の一員としてできる限りの協力をしてまいります。また、今回の被災地での課題に注視しつつ、今後、発生が予想される南海トラフ地震に備えた災害に強いまちづくりを推進していく所存であります。

令和6年度は、鬼北町が発足して20周年の年となります。コロナ禍から脱却しつつあるものの、不安定な国際情勢による原油価格や物価の高騰が継続しております中で、刻々と変化する社会情勢に対応し、第二次鬼北町長期総合計画（後期基本計画）に掲載された施策を着実に実行していくとともに、質の高い住民サービスの提供を行うことにより、町民の方々の満足度の向上を図り、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営を行ってまいりたいと考えておりますので、なお一層の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会に提案いたしております議案等は、条例の制定2件、条例の一部改正5件、令和5年度補正予算9件及び令和6年度予算9件、諮問1件を提案するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、令和6年第1回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。

○議長（程内 覺君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の議事録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、11番、末廣啓議員、1番、坂本一仁議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの19日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から3月25日までの19日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、診療所、危機管理課、保育園、認定こども園、町民生活課、出納室、議会事務局、公民館、連絡所及び三島簡易郵便局の所管に係る定期監査、並びに同法第235条の2第3項の規定により、令和5年11月分、12月分及び令和6年1月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告について提出がありましたので、写しをお手元に配付をしております。

重要事項の報告をさせていただきます。

令和6年2月19日、愛媛県町村議会議長会第75回定期総会が松山市で開催され、

令和6年度事業計画及び予算が原案のとおり承認されました。その詳細は、議会事務局に資料を保管しておりますので、後刻お目通しください。

次に、先の定例会から本日まで、議長として行動した主な事項につき、報告をします。

別紙議長諸般の報告をお手元に配付しておりますので、お目通し願います。

続いて、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。お手元の町長行政報告に、12月定例会以降の行動状況を提示しております。

12月22日から24日、東京神田において開催しました、サテライトオフィス企業誘致事業イベントに参加いたしました。神田駅近くにある店舗を2日間貸切り、鬼北町に興味のある企業、鬼北町出身あるいは愛媛県出身者で、地域づくりに興味のある方をお招きし、鬼北町の風土、文化、イベント、地域情勢、企業支援施策などを紹介、キジ肉、ホオズキジャムなどを活用した料理でおもてなしをいたしました。

芝議員も、シイタケ生産者として来店いただきました。ありがとうございました。

狙いとして、鬼北町に興味を持ってもらい、鬼北町内での起業開始、店舗分割などを検討していただきたいこと、また、近隣市町で活動が活発になっているその町の出身者による応援団的な組織づくりのきっかけをつくっていきたいと考えております。

現に、そのような組織は、各市町のふるさと納税の増加に大きな影響を与えている状況がうかがわれ、鬼北町においても重要な活動になると考えております。

議員各位におかれましても、まずは首都圏域の御親戚等への働きかけをしていただけたら幸いです。

2月16日、宇和島市市長室において、予土線沿線5市町首長と予土線の明日を考える会顧問でいらっしゃいます、世界的建築家隈研吾氏において、予土線の維持存続について意見交換を実施しました。

隈氏は、予土線について、世界の鉄道路線を周遊する中で、予土線沿線の風景、風土、景色は見劣りしない。観光エリアとしてのポテンシャルは高く、沿線自治体が協力し合い、素晴らしい観光コンテンツの構築に貢献されるよう希望しますとのことで、各首長とも連携を強化することを再認識したところであります。

2月18日日曜日、瀬戸内シクロクロス鬼北大会を開催いたしました。オフロードバイクによる奈良川河川敷の2コースをつくり、決められた時間内に何周回することができるかというような競技方式、さらに、子どもたちの自転車教室も同時開催し、県内外から150名もの参加で、自転車文化の普及に努めました。競技運営は、1万人規模のしまなみ海道自転車イベントに携わっている業者に委託したわけですが、初めての大会運営であったにもかかわらず、会場環境、おもてなし、参加者の満足度など、高い水準にあるとの評価をいただきました。

参加者の中には、上島町の上村町長さん、松前町の田中町長さん、砥部町の岡田副町長さんにも参加していただき、町長連合チームで果敢にアタックしましたが、惨敗したところであります。まだまだ町内のスポーツ自転車愛好家は多くありませんが、知事が推奨されるインバウンド南予への動線コンテンツとして、また、予土線エリアでのサイクル活動の普及を目指し、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2月25日日曜日、松山市道後ふなやにおいて、愛媛の貴婦人大茶会会鬼と一緒にアフタヌーンティーに参加いたしました。これは一般社団法人愛媛アフタヌーンティー協会が主催され、年に数回、県内の食材を扱った茶会を開催されているところ、今回鬼北町のキジ肉と食用ホオズキを材料として活用し、午後の紅茶を楽しむ催しで、県内50名以上の御参加をいただきました。キジのもも肉などを使ったソーテーや、ホオズキジャムを使ったパン料理など、老舗ふなやさんの巧みな料理を味わっていただきました。当日は、キャラの鬼王丸も参加してくれて、会場を盛り上げてくれました。松浦議員夫妻にも自費で参加していただき、心から感謝いたしております。

キジの販売普及について、農家の方々、町おこし協力隊、現場スタッフも頑張っておりますので、議員各位の御理解、御支援を何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、令和5年度もあと1か月足らずになりました。本年度におきまして、物価高騰対策等、国県と連携した緊急な対応等、幾度とない協議依頼に対しまして、積極的に御協力いただきました議員各位に対しまして、再度御礼申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、末廣啓議員、中山定則議員、兵頭稔議員、以上の3名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず、11番、末廣啓議員の一般質問を一問一答方式で行います。

末廣議員は、質問席へ移動してください。

時間は、ただいまから60分の予定です。

末廣議員、質問1についての質問を行ってください。

○11番（末廣 啓君）

議席番号11番、末廣啓でございます。

先の通告書のとおり、2件質問いたします。よろしくお願いいたします。

質問1、自然災害発生時の対応等についてお伺いします。

元日の能登半島地震では、甚大な被害が発生しているところですが、近い将来起きると推測される南海トラフ巨大地震が発生すれば、鬼北町においても相当な大打撃が予想されます。そのときの備えは十分なのか、下記のことについて問う。

(1) 水道、電気等のライフラインが止まったときや、食料の確保等々の対応マニュアルは策定できていると思うが、いつ策定されたものか、どれぐらいの頻度で見直しをしているか伺う。

(2) そのマニュアルを基に、実際に訓練したり、会議を開いているか伺う。

(3) 道路の陥没、土砂崩れ等で孤立集落が発生したときの対応はどのようになっているか伺う。

(4) いつの地震でも住宅の倒壊が相次ぐわけですが、鬼北町の住宅耐震化率がどれぐらいなのかを伺います。

(5) 海岸線を持つ自治体から、津波の影響等で避難所提供を求められたときの対応マニュアルはあるのか伺う。

(6) ペットを連れての避難所利用は可能なのか伺う。

(7) 能登半島地震では、3人の職員を派遣されました。現在もまた3名の職員が派遣されているわけですが、報告会では町民も一緒に聞く機会を設けたら、今後の防災意識の向上、非常持出品等をそろえる上で参考になるのではないかと。

以上7点、お伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第1番目の自然災害発生時の対応についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の水道、電気等のライフラインが止まったときや、食料の確保等々の対応マニュアルは策定できていると思うが、いつ策定されたものか、どれぐらいの頻度で見直しをしているか問うとの御質問ですが、当町では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、町の地域に係るあらゆる災害から人的・経済的被害を軽減するための施策として、平成19年に、鬼北町地域防災計画を策定し、平成27年2月と令和4年10月に、全面的な改正を行っております。

次に、2点目のそのマニュアルを基に、実際に訓練したり、会議を開いたりしているか問うとの御質問であります。

当町では、3年に一度の割合で実施しておりました町の防災訓練を、令和3年度から、公民館単位による持ち回りで毎年実施するように見直しを行い、今年度は7月に愛治地区で、12月に好藤地区で、避難所運営に特化した防災訓練を実施いたしました。また、11月には、鬼北町自主防災組織等連絡協議会及び鬼北町防災士連絡協議会、並びに鬼北町学校関係者を対象としたHUG訓練（避難所運営ゲーム）も実施いたしております。

また、鬼北町地域防災計画の見直しをする際には、鬼北町防災会議を開催し、防災に関する重要事項等を審議するとともに、防災訓練を実施する際には、当該地区の自主防災組織の代表の方々と、実施方法等について協議を行っております。

次に、3点目の道路の陥没、土砂崩れ等で孤立集落が発生したときの対応はどのようになっているか問うとの御質問であります。道路通行に支障を来した際には、まずは、現場の状況や迂回路の状況等を確認して、緊急道路の確保に向けて対応を検討し、関係機関や町と協定を締結していただいております。建設業者等の協力を仰ぐなど、一刻も早い復旧に全力を尽くしたいと考えております。

また、本町においては、道路の遮断等により、住民が孤立した場合に備えて、町内に7か所、うち防災ヘリ専用1か所がありますけれども、この臨時ヘリポートを整備し、人命救助や物資の搬入等の対応ができるよう整備をしているところであります。

次に、4点目のいつの地震でも住宅の倒壊が相次ぐが、鬼北町の住宅耐震化率はどれぐらいなのか問うとの御質問であります。平成28年度の値で、64.9%となっております。

次に、5点目の海岸線を持つ自治体から、津波の影響で避難所提供を求められたときの対応マニュアルはあるのか問うとの御質問であります。

現在のところ、そのような場合の対応マニュアルは策定しておりませんが、現在、愛媛県と南予地方局管内9市町における南海トラフ地震津波避難対策検討ワーキンググループにおいて、対応マニュアルの作成に向けた協議・検討を行っているところであります。

また、他の自治体からの避難者を受け入れるマニュアルといたしましては、平成29年3月に作成した「原子力災害発生時における避難者受入れ計画」があります。本計画では、避難元市町と受入れ市町に関する調整は、愛媛県が行うことになっていることから、本計画に基づき、毎年、原子力防災訓練を実施しており、その中の1つの項目として、広域避難計画に基づく住民避難・誘導訓練を行っているところであります。

鬼北町におきましては、令和4年10月に、宇和島市吉田町玉津地区から、住民20名の方が、3台のバスに分乗して、近永公民館へ避難し、当町の職員がその避難者の誘導と受入れを行う訓練を実施したところであります。

次に、6点目のペットを連れての避難所利用は可能なのか問うとの御質問であります。鬼北町地域防災計画では、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めることと定めております。しかし、指定避難所の運営は、災害の種類や規模、発生した季節によって異なり、東日本大震災のような甚大かつ広域な災害が発生すると、長期の避難所生活となることが予想されます。また、避難される方には、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児など、配慮が必要な方も含まれ、様々な住民同士での共同生活となることもあり、ペット受入れについては、動物が苦手な方、動物アレルギーを持っている人、動物の鳴き声や、毛の飛散、臭い等による避難者同士のトラブルを招く可能性もあり、避難者の同意を含めた理解が必要となり、避難所施設の管理者や、避難者等との協議が重要になると考えております。

また、受入れ場所については、調理場所等の衛生上の確保や、人の住居場所など、ペットを飼育していない方との動線が交わらないような場所での設置など、指定避難所ごとに選定することとなると予想されます。

今後におきましては、災害に備え、指定避難所ごとのペットスペースの検討や、平常時のペットの適正な飼養、災害への備えなど、飼い主への普及啓発事項を提供するとともに、災害が発生した際には、関係機関と連携して、避難所での必要な飼養支援など、人とペットの災害対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、7点目の能登半島地震では、3人の職員を派遣したが、報告会では町民も一緒に聞く機会を設けたら、今後の防災意識の向上、非常持出し等を備える上で参考になるのではないかと御質問であります。鬼北町におきましては、愛媛県被災地支援連携チーム活動要領に基づき、石川県輪島市の避難所運營業務に従事するため、本年1月22日から31日までの10日間、3名の職員を派遣したところであります。

支援につきましては、今現在も継続中でありまして、御案内のとおり、当町におきましては、現在2回目として、3月4日から13日までの10日間の予定で、同様に3名の職員を派遣いたしております。

なお、報告会につきましては、町民の方々の御要望に応じて、随時開催させていただきたいと考えておりますが、現在のところ、3月23日土曜日に、近永公民館で開催されます鬼北町連合婦人会の交流学習で報告することといたしております。そのほかには、年度初めに開催いたしております、鬼北町区長・組長会や鬼北町自主防災組織等連絡協議会総会、鬼北町防災士連絡協議会総会等の各種会合において、報告会を開催するよう検討しているところであります。

以上で、末廣啓議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

策定された時期が、平成19年、27年、令和4年ということで、このときに見直しをされているんだろうと思いますけども、いろいろと状況、環境が変わってきますので、もう少し密に見直しをされたほうがいいんじゃないかなと思っております。

それと、ライフライン、水道とかが断水になったときには、今の能登地方でもそうですけども、飲み水に困ったり、調理もできない、トイレも流せないなどのことで衛生面とかも心配されるわけですが、地震に限らず、大水とか、大雨とか、自然災害が発生した場合に、水に困ることのないように、町内の井戸のある場所とか、その井戸が飲み水等に使えるのかどうか否かの調査はされているのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

ただいま質問のありました、まず計画の見直し時期についてですが、見直しがちょっと期間が長いのではないかとということですが、一応地域防災計画については、防災

に対応する基本的な計画というふうに位置づけておりますので、基本的な対応について指針を記載しております。

それに基づく実質的なマニュアル等については、頻度、ある程度頻繁に見直しを行っておりますので、そのマニュアルで対応していきたいと思っております。

今回能登半島の大地震が起きましたので、また、そういった大きな見直しがされると思っております。県の一般質問でも中村知事が答弁しておりますように、これらの状況を踏まえまして、また見直しの時期は検討したいというふうに考えております。

次に、水の対応についてなんですけれど、井戸水のお話が出ましたが、井戸水については、自主防の連絡協議会を通じまして、ほぼ井戸水というのが所有されているのが民地ですので、そういった方に提供していただけるよう依頼を申しているところがあります。

現在も何件か依頼がありまして、25件、お申出がありますので、ただ、民地になっておりますので、一応公表については、有事の際にどうしても井戸水を開放する必要ができた場合のみ、周知をしたいというふうに考えております。水質検査については、申出があった時点で、水質検査をしております。ただ、この水質についても、日々水質が変わってくる可能性があるもので、見直しの時期については、今、課内で検討をしているところです。

以上です。

○11番（末廣 啓君）

井戸の件についてですが、自主防災、自主防で把握しておるということでしたかね。各地区の自主防災組織に問い合わせれば、ここに井戸がありますよということは分かるんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

先ほど言いましたように、一応自主防災組織の総会等で、まず提供ができるかどうかのほうの案内を出していただいております。その後、危機管理課において水質検査等をしてありますが、役員さんも変わっておりますので、全員が全員把握しているかどうかは分かりませんが、毎年総会をしておりますので、今後の総会において、そこら辺は周知するよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○11番（末廣 啓君）

はい。

○議長（程内 覺君）

そしたら末廣議員、質問1（2）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

実際に訓練したり、会議を開いているのかということなんですけども、3年に1回と言われましたか、町長。

3年に1回訓練をしておると。令和3年度は愛治と好藤で行いましたということやっただんですけども、違いますか。

○議長（程内 覺君）

1年ごと。

○11番（末廣 啓君）

1年ごとでしたか。そうですか。

実際の災害に基づいた訓練をしていただいているんだらうと思いますので、1年に1回、ぜひ続けていただきたいと思っております。すみません。

○議長（程内 覺君）

（2）については、了承ですか。

○11番（末廣 啓君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、続いて、質問1、（3）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

道路の陥没やがけ崩れ、土砂崩れとかが発生した場合にどうするかということをお聞きしたんですが、被災しやすい場所をランキング化するなどして、被災後の交通網の確保や維持などの対応につなげる必要性を大学の教員が指摘しておりましたが、これは孤立集落への物資の搬送等について、ヘリポート等を利用してというような答弁をいただきました。

もし南海トラフ巨大地震が発生した場合には、ヘリが鬼北町だけじゃなくて、ほかの町村自治体にも飛んでいかないけんというふうな状況になりますので、ヘリだけを頼っていてもいけんと思えますけども、道路の修復等を早急にしてほしいと考えますが、そこら辺の対応はできておるのかどうかをお聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

議員が言われる趣旨は、もう十分分かっておるといいますか、マグニチュード7.5以上の巨大地震が起きたときの広範囲の地震のときには、もちろん鬼北町だけではなしに、多くの自治体が被災をするということでもありますので、ただ、直下型の地震ということもあって、今ほどの答弁をいたしましたし、それはそれとしてしっかりした計画に基づいてやるべきだろうということで答弁をさせていただきました。

ただ、広域の部分については、議員が言われたとおりの危惧があるわけです。私は、今年の消防団出初め式でも申し上げたんですけども、今回の能登半島地震で目を引いたのは、うちには海岸線がありませんけれども、能登半島の山の崩壊、真っ白になったところ、あれは数年前の北海道の胆振東部地震と全く同じ光景が目には焼きついております。その光景というのは、鬼北町でも少なからず起きるんじゃないかという危惧がありまして、今ほど言われた部分というのは、町道だけじゃなしに、山が崩れると水みちも変わってしまいますから、林道、それから田畑のほうにも十分影響があるだろうな。井戸のほうにも影響があるだろうな。本当に大きな危惧を持っております。

道の部分について、全てをすぐに復旧ささないけんという言葉も、必然的な条件でありまして、せないかんわけでありますけども、その頻度によっては、すぐにできないということは能登半島地震でもしっかりと証明されとるといえるのか、本当に心が痛むといたしますか。そこに持っていくためには、ヘリが使えないときには、人的な部分として歩いて持っていかないかんだらうというふうに思っています。

正直なところ、それも道路は1路線、1本、または2本、本当に脆弱な部分がありますけども、そこを全部複線にするとかですね、絶対に起こらないことにするというのは、それは不可能だと私思いますので、できる限りのことをやっていくと。そのために今、やはり数年前と違うのは、自主防災組織がしっかりと、そこら辺りの一番避難弱者という方のチェックをしていただいております。

それは前の議会の答弁でも申し上げましたけれども、一人ひとり体の不自由な方、または1人で歩けない方、そんな方をピックアップして、そういうような方を一遍まずは助けよう。その後に食料の支給という順番立てて、それぞれの地区の方々が考えていらっしゃる頻度は高くなったということはありがたいことでありまして、そういうふうな面からも、議員さん方の御理解をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、了承ですか。

○11番（末廣 啓君）

了解。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1、（4）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

住宅の耐震化が非常に問題になっておるわけですが、鬼北町の耐震化率が65%ぐらいと言われましたか。県内が、多分80%ぐらいだろうと思うんですけども、何で鬼北町がこんなに低いのか。前回耐震診断の補助制度があったときに、何件の耐震診断をされたのか、その診断によって耐震工事をされた住宅が何件あったのか、そこら辺をお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの御質問でございますが、まず、この耐震診断のパーセントにつきましては、当町におきましては、固定資産の台帳によりまして、建築基準法で耐震基準が追加されました昭和56年6月1日以降と昭和56年5月31日以前の家屋を基準としております。

全体の家屋数から、建築基準法が改正されました昭和56年6月1日以降の分につきましてはのパーセントが、先ほど申し上げました64.9%というふうになっております。

昭和56年6月1日以降に建っております建築物につきましては、耐震基準を満たしておるとしておりますので、この耐震基準が下がることはございません。また、県の平均が81.3%で、鬼北町の耐震化率が低いというふうなお話でございましたが、県内の耐震化の率で申し上げますと、中間辺りというふうな位置づけとはなっております。

次に、耐震診断からの耐震改修工事の件数等の御質問でございましたが、この耐震の診断、また耐震改修につきましては、当町におきましては、平成18年度から実施をしております。補助事業で実施をしておりますが、その間、耐震診断を受けました件数が、今年度まで34件ございます。そのうち、耐震工事を実施されました方が、5件となっております。

以上で答弁を終わります。

○11番（末廣 啓君）

耐震工事をされた住宅が5件と少ないわけなんです、また、この件については、予算委員会のときにでも細かく質問したいと思っております。

それと、地震とかがあると、屋根の瓦が道路とか、隣の家とかに落ちる場合があるんですが、この瓦屋根の改修工事に対する補助制度というのはないんですかね。お聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの御質問でございますが、今年度につきましては、4月の回覧文書で回覧させていただきましたが、今ほど説明申し上げた、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事等の希望者の募集をしております。

その中で、耐震改修等というところのメニューで、台風改修（瓦屋根工事補助制度）というのを先着1戸で募集をしておりました。募集はなかったわけですが、これにつきましては、瓦屋根の補修に特化した補助制度というものを設けております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、了承ですか。

○11番（末廣 啓君）

了解です。

○議長（程内 覺君）

続きまして、質問1、（5）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

当然、海岸線は、宇和島とか、愛南とかから避難させていただきたいというような要請もあろうかと思いますが、大地震とかになると。ここら辺も山津波みたいな山が崩れる、先ほど町長言われたような、山津波もありますので、一概に受入れはできないかもしれませんが、先ほど言われた対応マニュアル、津波ワーキングチームで作成するというようなことでしたけども、早急に作っていただいて、多分大地震とかが発生すると、慌てることは当然ありますので、対応マニュアルを作って、慌てることのないように提供をしていただいたらいいかなと思っておりますので、どうぞよろしくお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

続きまして、質問1、(6)について再質問はありますか。

○11番(末廣 啓君)

先ほど町長言われましたように、当然動物アレルギーとか、毛とか、いろいろな鳴き声とか、いろいろあるんですけども、ペットを飼われている方は、家族同然、家族の一員というような認識でおられます。今回の能登地方の地震でも、ペットと一緒に避難できないんで避難もちゅうちよしたというふうなことで、それによって命を落とされた方もあると聞いております。

なので、人命にも関わるようなことなので、先ほど町長も線引きをして、動線が一緒にならないようにというようなことを言われましたが、ぜひペットを連れての避難ができるようなマニュアルを作っていただきたい、作ったほうがいいんじゃないかなかなと思いますけども、もう一度町長に答弁をお願いします。

○町長(兵頭誠亀君)

この御質問いただいた後にですね。私も他の首長さん、または環境省のマニュアルも見てみたんですけども、その中で、全国の自治体でどのような把握をされとるかという、実際にある市のペットの家族動物と言われるものの扱いというものはですね、やはり避難所では、避難所は一緒に避難するもんですよという位置づけがありますけども、しっかりとスペースは区別されとって、どうしても体育館の軒下とかいう形で、本来の家族動物があり得る姿ではない形で避難しなければならない状況があつてですね、なかなかそれをしっかりと区別した市町というのは、まだまだ少ないんじゃないかなとは思っています。

もちろん鬼北町の一番初めに出した防災計画には、ペットのことは書かれておりません。ですから、そういうふうなところで、今新たにといいますか、都会または田舎のほうに普及してきた家族動物、個々の1人で住まれている方、または家族2人、3人、家族の人数はまちまちですけども、ペットをひとりの家族として扱っている御家庭が増えているという認識は持っておりますので、そこら辺りの認識を踏まえて、計画のほうもつくってまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(程内 覺君)

了承ですか。

○11番(末廣 啓君)

はい。

○議長(程内 覺君)

それでは、質問1、(7)について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

先ほどの答弁で、連合婦人会の会合とか、自主防災会の会合とかで報告会をしていると、する予定と言われたと思うんですけども、町民の皆さんも関心はあると思うんです。

派遣された職員が実際の感じたことや、写真とか、映像とか、いろんなことで町民の皆さん、関心のある人にその状況を現地の様子を提供することで、先ほども言いましたが、防災・減災意識の向上につながると思いますし、防災用品をそろえるのにも参考になるんじゃないかならうかなと思っておりますので、ぜひ町民を対象にした報告会を開いていただいたらいいんじゃないかならうかなと思うんですけども、いかがお考えか、最後に聞きたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

そういうものを開催するというものは、効果が私も必要だと思います。今言われたように、意識の向上というのは必要だと思うんですけども、実際にここ数年間、防災訓練をしてみて、各それぞれの自主防災組織の役員さん、地区の役員さんというのは、実際にやってみたアンケートの調査から言うと、やってよかったと、体を動かしてよかったというふうなアンケートをいただいております。やはり意識が高まっていることは、もう間違いございません。ですから、ありがたいことだと思っております。

ただ、一般の方々に、これも会議として開いた場合に、自分が地域、集落のためにやるというような、皆それぞれの地域の役割としてやる場合には、しっかりと参加していただきますけども、じゃ自分が足を運んで、そこに行って話を聞こうと言われる方がどれぐらいいらっしゃるかと。私は、そこはまだまだ難しい部分があるかなと、これが正直なところです。

議員さんが言われる趣旨は分かるんですけども、もし、そこを議員さん方が協力していただければ、我々職員、また議員さん1人5名ずつ勧誘をして、50名、100名、そういうようなところから一つの輪が広がって、またレベルの高い報告会ができるんじゃないかなと。まずは、訴えるべきは、それぞれの役員として、役員さんとしてなっている自主防災組織の方々に、まずは話をする、防災士の方々にお話をするという、できるところからやっつけよう。現実の問題として、何もかにも全てやってですね。人数が集まるということは、なかなか難しいんじゃないかなというのが、私の本音であります。

ただ、機会としてですね、そのために集まっていたいただいただけではないという区長さん、組長さんの会には、ぜひともお時間をいただきたいなというところで検討して

まいりたい。

議員さんが言われるような会に、200人、500人と集まってもらえれば、本当にいい町になるだろうなというふうに思っています。

○11番（末廣 啓君）

以上で終わりにします。

○議長（程内 覺君）

以上で、質問1については終了します。

続いて、質問2についての質問を行ってください。

○11番（末廣 啓君）

質問2、漬物生産者の存続危機についてお伺いします。

2021年に食品衛生法が改正されて、この5月末で経過措置期間も終わるのに伴い、製造の継続を諦める生産者が多いと聞いております。漬物の製造や道の駅等に商品として出すことを生きがいに行っている方が多く、また漬物を目的に道の駅に立ち寄るお客さんも多いようです。

衛生基準を満たすことが難しく製造を諦める生産者が多いようですが、そこで下記のことについて問う。

（1）森の三角ぼうし、日吉夢産地に漬物を出荷している登録生産者はそれぞれ何名いるのかを伺う。

（2）その方々はどんな漬物を出荷しているのか伺う。

（3）森の三角ぼうし、日吉夢産地で、それぞれ漬物だけの売上げはどれぐらいなのか伺う。

（4）現在出荷している生産者で、衛生基準を満たした上で、今後も製造を継続される生産者はいるのか伺う。

（5）生産者の生きがいや地域活性化、地域力を失わないためにも、補助金制度を設けて救済する考えはないか。

以上5点、お伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第2番目の漬物生産者の存続危機についての御質問にお答えをいたします。

議員御案内のとおり、今回の食品衛生法の改正につきましては、食中毒等のリスクや、規格基準の有無、過去の食中毒の発生状況等を踏まえ、営業許可業種の再編が行われたもので、令和3年6月1日に施行された経過措置期間が、令和6年5月31日

に終了することにより、令和6年6月1日以降に漬物を製造して販売する場合、営業許可が必要となるものです。

まず、1点目の森の三角ぼうし及び日吉夢産地に漬物を出荷している登録生産者はそれぞれ何名いるのか問うとの御質問であります。それぞれの道の駅について、森の三角ぼうしが14名、日吉夢産地が15名の生産者が登録して出荷されております。

次に、2点目のその方々はどんな漬物を出荷しているのか問うとの御質問であります。漬物の種類につきましては、たくあん、梅干し、白菜、タカナ、ラッキョウ、キュウリ、カブ、コマツナ、クレソンなどの漬物を出荷されております。

次に、3点目の森の三角ぼうし、日吉夢産地で、それぞれ漬物だけの売上げはどのぐらいなのか問うとの御質問であります。令和5年のそれぞれの道の駅の漬物の売上げは、森の三角ぼうしが64万2,000円、日吉夢産地が、145万7,000円となっております。

次に、4点目の現在出荷している生産者で、衛生基準を満たした上で、今後も製造を継続される生産者はいるのか問うとの御質問であります。今回の食品衛生法の改正に対する対応として、宇和島保健所において、それぞれの道の駅に出荷している登録生産者全員に対して意向調査を行うとともに、営業許可の取得を検討している方との事前相談などを行い、営業許可取得への支援を行っていただいているところであります。

御質問の現在出荷している生産者で衛生基準を満たした上で、今後も製造を継続される生産者につきましては、森の三角ぼうしに出荷されている生産者で、既に営業許可を取得されている方が2名、また、検討中の方が1名おられます。日吉夢産地に出荷されている生産者の方については、現在のところ、許可取得見込みの方はおられません。

次に、5点目の生産者の生きがいや地域活性化、地域力を失わないためにも補助金制度を設けて救済する考えはないか問うとの御質問であります。

令和3年第2回議会定例会において、山本博士議員から漬物生産出荷者への支援について、同様の御質問をいただいております。漬物以外の、例えば総菜、お弁当、菓子類などを出荷されている方は、食品衛生法改正前から営業許可が必要であり、自らが営業許可を取得して出荷されております。そのため、漬物製造業のみを支援の対象とすることについて、漬物出荷者以外の方々との公平性の観点から、これまでは慎重に検討を進めてきたところであります。

しかしながら、末廣議員からの御質問にあったように、生産者の生きがいや地域活

性化、地域力を失わないために、また、道の駅への出荷者が年々減少している中で、生産者の育成確保及び出荷意欲の向上に向けて、町産農産物加工に取り組む方を対象として、営業許可を取得するための施設改修費用や、設備の購入等に対する補助制度を創設し、支援してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上で、末廣啓議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

質問2の（1）の再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

まとめて。

○議長（程内 覺君）

まとめてでよろしいですか。

1、2、3、4、5の再質問を一括で許可します。

○11番（末廣 啓君）

答弁ありがとうございました。

もうまとめて質問させていただきますけども、道の駅に来られるお客さんが、農家の漬物がいいということで、わざわざ道の駅に来てくれるお客さんが多いというふうに聞きます。今後、その製造が止まるとなると、地元ならではの独特の味や、道の駅の魅力が失われることとなります。

先ほど三角ぼうしで64万2,000円、夢産地で145万7,000円というふうな漬物だけの売上げがあるわけなんですけど、それもなくなってしまう。

先ほど町長も言われましたが、製造に生きがいを感じておられる生産者が多い中で、農業者に補助金制度があるように、漬物生産者にも何とか救済措置をとというようなことで考えておりますが、町長、先ほど施設改修費用を何とか考えますということやっただんで、ぜひ早急に、今から漬物を作る方も、作って道の駅に出荷しようかという方もおられるかもしれませんので、ぜひ手厚い補助金制度を設けていただいて、救済していただいたら大変うれしく思っております。

そこら辺を早急に考えていただきたいと思います。町長、よろしく申し上げます。

○町長（兵頭誠亀君）

議員さん、おっしゃるとおりでありまして、そのことについて農林課長と相談をいたしましたので、農林課長から報告をさせます。

○農林課長（奥藤幸利君）

町長から回答があったような形で、新年度予算について、町内の道の駅、産直市場の出荷者を育成確保することを目的として、町産農産物を使用して新たに食品営業許可を受けるために行う施設改修などの関係の予算を令和6年度の当初予算に計上させていただきます。

詳細な内容につきましては、また、予算委員会等で説明をさせていただきますが、できる限りのことはやっていきたいと考えております。

年齢的にも出荷者の方の年齢は大分上がっておりまして、その方々のできたら継続できるような形で考えておりますので、町行政と道の駅で協力して、現在漬物を出荷している方々に個別にまた御案内をするとともに、両道の駅の産直市の組合部会に広報していただくように、またお願いいたしますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○11番（末廣 啓君）

ありがとうございます。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○11番（末廣 啓君）

はい。

○議長（程内 覺君）

以上で末廣議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩を10分間したいと思います。

再開を10時15分とします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時15分

○議長（程内 覺君）

次に、4番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

中山議員は、質問席へ移動してください。

時間は、ただいまから60分です。

先に申し訳ございません。休憩前に引き続き会議を開きます。

中山議員、質問1についての質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

議席番号4番、中山定則です。

先のとおり、一般質問を行います。

質問1、鬼北町の子育て支援について。

子育て支援は、子育てをしやすい環境を整え、家庭が出産、育児に抱えている不安を解消するための施策であります。鬼北町の子育て支援について問います。5点、問います。

(1) 鬼北町子育て包括支援センター「おにっこ」について問う。

①今年度(2月末まで)の「おにっこ」の相談件数及び多かった相談内容は何か。

②今年度(2月末まで)の子育てLINE相談の利用は何件あったか。

(2) 子育て支援ヘルパー派遣事業の登録者が2名と少ない理由は何か。

(3) 新園でリニューアルした子育て支援センターゆめぼっけの現在の登録者は何名か。

(4) ファミリー・サポートセンターを設立する考えはないか。

(5) 令和6年1月に発行した鬼北町子育てガイドブックは、どのように活用するのかを問う。

以上です。

○議長(程内 覺君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

それでは、中山定則議員の第1番目の鬼北町の子育て支援についての御質問にお答えをいたします。

1点目の鬼北町子育て包括支援センター「おにっこ」についての御質問ですが、当町においては、妊娠期から子育て期における母子保健や育児に関する様々な悩み等に対し、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、子育て世代への切れ目のない、きめ細やかな支援体制を構築するため、令和2年4月1日に、鬼北町子育て世代包括支援センターを設置いたしております。

まず、今年度(2月末まで)の「おにっこ」での相談件数及び多かった相談内容は何かとの御質問ですが、2月末までに寄せられた相談件数は、79件で、そのうち多かった相談内容は、育児相談、発育・発達に関する相談、乳幼児健康診査に関する相談、出産世帯応援補助金に関する相談、不妊治療に関する相談、産後ケアに関する相談等でありました。

次に、今年度(2月末まで)の子育てLINE相談の利用は何件あったかとの御質

間にお答えをいたします。

気軽に御相談していただけるように、LINEでの個別相談を行っており、2月末までの利用実人数は、85人ではありますが、何度も利用されている方が多いため、利用件数については把握できておりませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、2点目の子育て支援ヘルパー派遣事業の登録者が2名と少ない理由は何かとの御質問にお答えをいたします。

事業内容といたしましては、家事、または育児の支援が必要な家庭に、ヘルパーが訪問して、乳幼児の身の回りの世話や、家事などのサポートをすることにより、安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的とした事業で、利用者の自己負担額は無料といたしております。

子育てをする上で、夫婦間や祖父母等の協力が得られるかどうかの状況は、それぞれの家庭環境によって異なるため、派遣事業の登録者が少ない理由の判断は難しいところですが、家族などから何らかの援助があり、家事・育児に困難を感じていない、または、困難は感じていてもヘルパーさんが家庭内に入ることに抵抗を感じるなどの理由で、利用者が少ないのではないかと推察いたしております。

今後におきましても、保護者の方々が頑張り過ぎてしまわないように、利用できる子育て支援事業を活用していただけるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の新園でリニューアルした子育て支援センター「ゆめぼっけ」の現在の登録者数は何名かとの御質問についてであります。令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、登録者数は減少しておりましたが、令和5年度は、それ以前と同程度となり、2月末現在で47名の方が登録され、地域の子育て家庭における育児支援の拠点として御利用いただいているところであります。また、利用状況につきましても、平成31年度の利用者延べ人数は、1,628名でありましたが、今年度は、2月末現在で、1,675名の方が御利用いただいております。引き続き、育児不安等についての相談及び援助や、子育て家庭の交流促進、また、子育てについて専門の講師による講習を実施するなど、家庭における育児支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4点目のファミリー・サポートセンターを設立する考えはないかとの御質問についてであります。現行の第2期鬼北町子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、0歳児から小学6年生の児童がいる世帯を対象として、令和元年度に実施した、子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果では、ファミリー・サポートセン

ターの利用希望世帯の割合は、32.6%で、希望世帯の割合が50%を超える一時預かり、これは51.6%や、病児保育56.5%等の他の事業に比べ低い結果となっており、現状といたしましては、利用希望世帯の割合が高い一時預かり等の事業を優先して実施し、子育て環境の充実に取り組んでいるところであります。

ファミリー・サポートセンターを運営している近隣の自治体に聞きますと、ファミリー・サポートの業務は、子どもの安全確保を最優先として、早朝、夕方、または夜間の勤務の上に、短時間で不定期であることから、サポーターとして仕事をしていただく人材の確保が、最も大きな課題であると伺っております。

本町においては、近年、高齢になっても仕事をされている方が増加しており、話を伺った自治体と比較して、労働人口の絶対数が少ないことから、その自治体以上に人材の確保が困難なのではないかと危惧をいたしております。

今後におきましても、令和6年度に第3期鬼北町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けてアンケート調査を実施する予定であり、保護者のニーズの把握をするとともに、ファミリー・サポートセンターを持続的に運営していくことが可能かどうか検討し、より一層子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、5点目の令和6年1月に発行した鬼北町子育てガイドブックは、どのように活用するのかとの御質問ですが、鬼北町子育てガイドブックは、妊娠から出産、育児に関する各種手続や、サービスなどの子育てに関する情報をまとめたもので、ホームページにも掲載するとともに、妊娠の届出時及び転入届出の際に、ガイドブックを配布して内容を詳細に説明し、出産から育児に関する手続等の確認をしていただくよう心がけております。

以上で、中山定則議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

中山議員、質問1の（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

おにっこでの相談件数、79件という件数なんですが、2月末までに79件はちょっと少ないんじゃないかと思うんですが、過去の4年前からということなんですが、過去の年度の利用件数についても再度、質問いたします。

それと、LINEの件数、85件ということなんですが、これについても少なくともいかについても再度質問いたします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

おにっこの過去の相談件数でございますけど、ちょっと今手元のほうに正確な数字は持ってないんですけど、前に話していた当時では、ほぼ同じ程度、やや出生数も多かったのも、ややの多い程度でございます。

また、LINEの報告の件数ですけど、先ほど町長からの答弁にありましたように、利用した実人員は、85名ということで、1人が何件も相談されておりますので、その相談の件数については把握していないんですけど、実人員の85名ということなので、鬼北町からの規模にしては、担当としては少ないというような認識は持っておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

それで、おにっこの、産前産後の悩みが相談できることをこの対象者は知っているのかどうか。先ほどちょっと説明があったんですが、母子手帳交付時には説明しているのかどうか、再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

もう中山議員、御存じかと思うんですけど、先ほどちょっと話に出ていた鬼北町子育てガイドブック、これでございますけど、これを妊娠届出時に来てもらった折に、これをただ配布するだけではなく、その折に、この中身等も十分認識していただくように心がけております。

また、それとは別にですね。もう子どもさんを連れて鬼北町に転入されている方もおられますので、その方々につきましては、戸籍のほうから連絡をいただきまして、その折にもこのガイドブックを配布し、丁寧に説明をするように心がけておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1、（2）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

この子育て支援ヘルパー派遣事業、23年4月スタート、無料ということで、ホームページに掲載されましたが、登録者が少ない理由として、家に入ることについてが挙げられました。この事業の広報というか、対象者について個別に連絡するとか、そういうことは行われたのかについて再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

このガイドブック等を配布する折や、育児相談等とか、いろいろ相談に来られる機会を見計らってですね。鬼北町ではこういった事業をしていて、利用料につきましても、誰もが気軽に使えるように無料といたしておりますということを皆さんにお伝えしております。ただ、それを使われるかどうかというのは、もう実際にそれを利用される方の自由でございますので、そこを町から無理強いもできないと考えております。

そういったことで、どうしても頑張り過ぎてしまうような場合も見受けられますので、そういった方々には、積極的にこういった事業がありますので、ぜひ利用して、たまには気持ちを楽しんでくださいといったようなお話はさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員。了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1の（3）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

現在の登録者は47名という答弁だったと思うんですが、1日平均どれぐらいの方が来られているのかということと、ゆめぼっけの3月の予定、ホームページに出てい

たんですが、なかなか見にくいんですが、おひさまひろば、親子すきすき育児講座、みんな仲よしおおきくな〜れ！など、いろいろ取り組まれていると思うんですが、ちょっとまず見にくいということがありますし、予定表を出されているので、その予定表を見て来られているのか、その辺りについても再度質問をいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

町民課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、平均の人数ということですが、実際に数字を出したわけではないんですけども、現場の職員と話す中では、大体毎日6組か7組、7名程度の方が御利用をされているというふうに向っております。

利用者数の実数で、令和5年度においては、今52人、延べ人数としまして1,675人ということになっております。

それから、ホームページを大変見づらいという御指摘ですので、こちらについては、少し改良するような方向で、職員とまた今後検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○4番（中山定則君）

ホームページについては、実際に見ていただいたら、私、目が悪いのかどうか分からないんですが、見えないと思うんですよ。それは直して、何か見やすくしていただいたらと思います。

4番に、3。

○議長（程内 覺君）

（4）について再質問。

はい、どうぞ。

○4番（中山定則君）

ファミリーサポートセンターの件、設立が難しい理由とか、設立する考えはないかということなんですが、県内では、全市、そして町では、砥部町と松前町で設置をされておりますが、町内にも援助を行いたい人、サポート会員になりたい人というのがおられるようです。

宇和島市、砥部町、松野町の運営状況を調査する考えはないかと、再質問を考えて

きたんですが、先ほどの答弁にもあったのですが、アンケートの結果では32.6%、一時預かりについては50%、病児保育については56ということで、32.6%の設立要望しかないということなんです、人材確保が難しいということですが、先ほど言いましたように、町内にも援助を行いたい方というのは、おられるようなので、そういう方もおられますので、運営状況を再度調査していただけたらと思いますが、どうでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほどの2番の子育て支援ヘルパーの派遣事業の2名の部分でのところが引っかかるんですけども、引っかかる答弁になるんですけども、議員が御指摘の一連の問いというのは、やはりもっともっと周知をすべきだということを述べていらっしゃるんだろうなと。その部分については、まだまだ至らぬ点があるかと思います。努力しなければならないと思っております。

ただ、LINEの件数とか、相談件数そのものが少ないという御発言がありましたけども、私はその件数ではなしに、中身やと思うんですよ。一人ひとりが悩んどって、それをどこも相談するところがないとか、悩んだ上に電話をかけていらっしゃる方、その思いというのは、しっかりと受け止めるべきであって、そういうような方の助けももらったとか、心を安らぐことができたとかというようなところを、もっともっと啓発していくべきなのかな。

それによって、議員さんがおっしゃる啓発につながるんじゃないかなと思っております。よいことをしていると思っておりますので、もっともっとこの分については、啓発活動を議員さん言われるとおりに、しなければならないなと思っております。

ファミリー・サポートセンターの設立につけてのアンケートの部分なんですけども、中身について、ファミリー・サポートセンターの設立の手前のといたしますか、ヘルパー制度、この2名というものです。そのお話を伺いますと、本当に助かっているという感想でしたので、ここの部分の啓発を含めて、どんどん多くなっていけば、議員さんが言われるサポートセンターのほうに移行するんだろうなと思っております。

アンケートそのものが、今3割の希望だから、だから5割、7割といったときには、設立すべきだというふうなこともあるかと思っておりますけども、その需要に対応した人材というものを確保しなければならないという点ではですね。本当に危惧せなければならぬ不安材料がございます。もう少しそこら辺りも受ける側としての検討も必要なんじゃないかなと、それも併せて検討してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

そしたら、中山議員、質問1の（5）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

鬼北町子育てガイドブック、議員のほうには配っていただいたんですが、ホームページの組織の中にはあるんですが、これができたときに新着情報でお知らせがなされてなかったような気がします。新着情報の履歴を閲覧したら出てないので、多分そうだと思うんですが、どちらにしても、母子手帳の交付とかに配られて説明もしているということなんですが、一般の方にも見ていただけるということも含めて、再度、PRをしていただいたらと思いますが、その点よろしくお願いをします。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

中山議員がおっしゃるとおりですね。対象者だけではなく、一般の住民の方々にもまた、こういった制度があるというのを知っていただくというのは大切なことであろうかと思えます。

そういった中で、お孫さんがいる方とか、そういう方、そういった方はまた特別でございますけど、そういった方々にも、こういった鬼北町では施策を実施しているということを広く住民の方々に知ってもらおうということも非常に大切なことだと認識しておりますので、できれば折あるごとにですね。こういったものを鬼北町では作成しておりますので、各公民館の窓口とか、町の窓口に掲載いたしまして、御自由に持って帰っていただくような施策も今後必要になってくるのではなかろうかということで、早急に検討してまいりたいと思えますので、御理解をいただきたいと思えます。

それと併せまして、今後もですけど、出生時、また転入届時には、必ず中身等を確認していただきまして、よりよい子育て支援につながるように、我々も今後より一層努力をしていきたいと思えますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

以上で、質問1については終了します。

続いて、質問2についての質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

質問2、男女共同参画推進施策について。

今年度終了する第3次鬼北町男女共同参画基本計画の成果及び今後の取組等について伺います。

（1）第3次鬼北町男女共同参画基本計画の成果について次のことを問う。

①数値目標は達成できたか。この質問なのですが、今週の4日に第4次鬼北町男女共同参画基本計画の案が、ホームページに掲載されましたので、そこで第3次の本計画の数値目標の実績も載っていますので、この質問についての答弁は要りません。

②基本計画は、4つの重点目標を定め、具体的な取組を示しています。具体的な取組を実施して、顕著な成果を上げることができた施策はあったのかを問います。

（2）第4次鬼北町男女共同参画基本計画について次のことを問います。

①どのような方法で男女共同参画の進捗状況の把握、分析を行い、基本計画を策定されるのか。

②庁内推進体制の整備については、第3次基本計画で明記されていますが、連絡網を機能させるためには、中心となる部署を設置する必要があると思いますが、設置する考えはないか伺います。

以上です。お願いします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第2番目の男女共同参画推進施策についての御質問にお答えいたします。

1点目については、省きます。

計画に掲げる具体的な取組を実施して、顕著な成果を上げることができた施策はあったかの御質問であります。令和4年10月には、著名人を招き、中学生を対象として、「LGBTQ」を演題に、人権集会を開催したほか、今年1月には、中学生と一般を対象に、女性活躍にフォーカスを当てたミュージカルを女性団体連絡協議会

の主催により開催していただくなど、発達過程にある中学生を対象として、意識の醸成、啓発活動に努めたところであります。

しかしながら、コロナ禍における集会やイベントの自粛、また、人流抑制など行動制限もあり、計画における集会の場や研修会での啓発活動、また、識者を招いてのセミナーや、講演会の開催など、具体的な取組自体の多くは実施が困難な状況が続いた時期でありまして、中山議員がお尋ねの顕著な成果を上げることができた施策、成果につながる取組自体を十分に展開できなかつたと感じるところであります。

次に、2点目の第4次鬼北町男女共同参画基本計画について、どのような方法で男女共同参画の進捗状況の把握、分析を行い、基本計画を作成されるのかとの御質問であります。第4次鬼北町男女共同参画基本計画の策定につきましては、今回実施した住民意識調査及び関係機関等における調査結果により、住民意識や実情を把握の上、計画案を作成しているところであります。

意識調査においては、依然、性別による役割意識が強い回答も多く見受けられることから、固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等及び人権尊重意識の醸成など、現計画における基本目標及び取組を継続、さらなる啓発に努めるべく、計画案を作成したところであり、計画案並びに取組方針等については、鬼北町男女共同参画審議会において御審議をいただき、審議会において修正を行った計画案につきまして、現在パブリックコメントを実施しているところであります。

また、庁舎内推進体制の整備について、中心となる部署を設置する考えはないかとの御質問であります。男女共同参画の推進につきましては、各部署での支援体制を生かしつつ、既存事業の充実と連携強化を図りながら、新たな部署の設置等は予定しておりませんが、分野にとらわれない重層的な取組事業の在り方についても、関係課を交えて協議を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、中山定則議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

中山議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

第3次の基本計画での数値目標、10項目あったんですが、そのうちの3項目は、達成をしている。あと7項目については、達成をされていない状況にあります。

そのうちで、特に気になるのが、男女対等であるとの認識度が、今回のアンケート調査で18.3%、平成30年度調査が21.6%、令和5年の目標数値が25%とい

うことで、この男女対等であるとの認識度が下がっている、調査対象者の考えということなんでしょうが、下がっているということです。

男女共同参画という言葉の認識度、私、前年度の3月8日国際女性デーの日に、この男女共同参画について質問をさせていただきましたが、そのときに、男女共同参画という言葉の認識度、これ66.2%を100%にするということで目標を掲げていたという、ここでも質問させていただきましたが、これが79.9と、これは上がっているという状況にあります。ということで、この数値目標から見ると、あまり成果が上がってないんじゃないかなという感じがしております。

その点についても、町長どういう考えでおられるのか、再度質問させていただきます。

それと、この1番では、具体的な取組を今回のパブリックコメントに対する計画案の中で、それぞれ4項目に分けて実際に行ったことを列記されていますが、コロナ禍で、なかなか取組ができなかったということも言われましたが、この点については、男女共同参画の視点に立っての取組が実際にされたかどうか、再度質問をさせていただきます。

○町長（兵頭誠亀君）

取組はしておりますという答弁をさせていただきましたけども、詳細につきまして、また分析の結果について、企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御質問いただきました、最初1番目の数値目標からすれば、あまり成果がないのではというような御質問をいただいたと思います。

中山議員、既にパブリックコメントをご覧をいただいておりますので、数値目標の確認はされているところでございますが、今ほど言われた男女共同参画という言葉の認識度、こちら前回66.2%が79.9、8割ということで、そのほかにもですね。ジェンダー用語の認識度、前回調査10%、こちらは75.2%。あとDV防止法用語の認識度、こちら17.5%が87.2%ということで、認識度、用語、言葉等につきましては、先ほど挙げられた部分については、率の上がりがあるように上がったふうには感じられない部分もございますが、その他含めると、ある程度の成果が上がっていると。ただ、こちらの成果につながる部分については、町のみならず、国県の啓発活動等もありますね。言葉の認識度、また用語の認識度等については、向上はされたんじゃないかと思えます。

次に、2番目の具体的な取組について、実際に取組をしたのかという御質問をいた

だいたと思いますが、先ほど町長の答弁にもございましたように、4年度には、著名人を招きまして、特定の性的少数者等の考え方について理解を深める講演会をさせていただき、今年度につきましては、女性団体主催ではございましたが、女性活躍推進にフォーカスを当てたミュージカル等を開催させていただいたところでございます。

計画期間中、コロナ禍によりまして、なかなか集会であったり、研修会であったり、セミナー等が、具体的に取り組げなかった部分がありましたので、次期計画におきましては、その点を踏まえて積極的に展開をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問2の（2）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

現在パブリックコメント中ということなんで、案はできているということなんですが、この案の133ページに、男女共同参画を積極的に進めるために、今後、鬼北町はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますかということで、11項目ほど挙げられている中で、その中で、回答者の50.6%が、保育・介護のサービスの充実や、育児・介護休業制度などの普及など、男女がともに働き続けるための条件整備を整える、これが1位、50.6。2位が、学校教育の場で男女の平等についての学習を充実するが2位で29.8%。3位が、男女共同参画社会づくりのための講座や広報など啓発をする、26.6。4番が、審議会などの行政の施策方針を決定する場に女性の参画を促進するが23.7。5番が、男女共同参画を推進するため、女性団体の活動支援や女性リーダーの育成をする、5というふうに、このアンケート調査では出ております。

ここで、ちょっと2番に出された学校教育の場で、男女の平等についての学習を充実するというのが2番に挙がっている。ちょっとこれは疑問になったんですが、学校教育では、当然されていると思うんですが、その辺についてと、今言いました質問項目の中で、上位の5項目についてを実現するための計画がなされているのか、それについて質問します。

それと、庁内体制については、前年の町長の答弁なのですが、私が再質問した中で、専任職員を置けないかということで再質問いたしましたら、専任に近いといえますか、もっと中身を精査して、必要な部分については職員の配置についても考えていかなければならないと思っていますということで回答をいただきました。

ということで、今回の回答も専任の部署、係等をつくる考えはないような感じでこの計画もされてますが、再度、検討いただけないかについて質問いたします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

1つ目の学校の部分につきまして、教育長のほうが答弁をいたします。

2個目については、私のほうで答弁いたします。

○教育長（行定洋嗣君）

ただいま中山議員から御指摘がありました、学校教育の場で男女平等についてやっているのかということについてです。やっているんじゃないかというふうに中山議員はおっしゃったと思いますけれども、議員おっしゃるとおり、学校教育の場では、男女平等ということは、もう当然のこととして取り組んでおります。

個々の具体的なことについて申し上げますと長くなりますけれども、今後、取り組もうとしていること、今取り組もうとしていることについて言いますと、広見中学校が来年度から制服を変更することにしております。ブレザー形式にいたしまして、女子生徒でもスラックスを選ぶことができる、そういったタイプに切り替えようとしておりますし、小学校におきましても、現在、近永小学校以外は標準服を設定しておりますけれども、その標準服もブレザー形式でございますので、冬は女子児童が、ズボンを履くということは、これまでもあったんですけれども、それを通年で、女子生徒もズボンを選ぶことができる、それはもう選択制でどちらでもいいというようなことに切り替えるような取組をしているところでございます。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

教育の分野についてどういう施策を展開するかというところの部分の付け足しなんですけれども、今年と去年はLGBTQ、特にバイセクシャル、それからトランスジェンダーで悩んでいる子どもが実際におったとしたときに、そういう子がですね。感想文で悩みが取れましたということもあるわけです。そういうところをですね。いろんな差別の中からしっかりと選択をして、ここ最近では、男女共同参画の部分という考え

も含めて、LGBTQの人権教育というものに取り組んでいるということも御理解いただきたいというふうに思います。

それから、専任という部分で、議員さんは、昨年もですけども、設置ということに重きを置いていらっしゃるということなんですけども、私が思うのに、教育委員会の今の立場のほうで人権教育の立場の部門、それから、先ほど1位に言われました、子育て支援、いろんな分野で悩みを抱えていらっしゃる、そこを統一するためには、その部署をつくったときに、逆にそのところに任せてしまうというような状況もあるかもしれない。1つの考え方として、配置をしたからその部分が進むということは、一概には言えんのかなと私は思っております、それを全体として統一する部として、施策を展開する上で、しっかりとトップダウン、あるいはそれぞれをボトムアップしながら、しっかりとした考え方をまとめていくという手法もですね、小さい町には必要なんじゃないかな。人口が少ない、小さい町については必要なんじゃないかなというふうにも考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

学校教育については、再度推進をしていただきたいと思います。

それで最後、今町長答弁あったんですが、アンケート等にもあるように、目に見える形での推進が必要だと思います。ついては、やはり最低でも係等をつくっていただきたらと思います。

それと、本計画第4次の計画なんですけど、町民意識調査を基礎資料として、計画の策定委員会、委員5名でということですが、町民意識調査の成果や地域や各分野における意見や課題を反映させ、町長の諮問を受けて策定しましたとあります。

それで、地域や各分野における意見や課題というのをどういうふうに分析されたのか、ちょっともう時間がないので回答はいいんですが、その辺も再度検討いただいて、パブリックコメント後の策定委員会で協議をいただきたらと希望をいたしますので、答弁は要りません。

○議長（程内 覺君）

それでは、以上で中山議員の質問2は終了します。

続いて、質問3について質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

質問3、鬼北町ホームページについて。

今年度、鬼北町ホームページを全面リニューアルしたが、次のことについて問います。

(1) 各課の掲載内容については、以前の設計のままのようではありますが、内容について見直しは行ったのか問います。

(2) 防災行政放送・回覧の内容をホームページの総合のトップ、くらしの中に挿入できないか問います。

(3) 電子申請システムを導入されましたが、手続項目を増やす予定はあるのかどうか問います。

以上お願いします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第3番目の鬼北町ホームページについての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の各課の掲載内容について見直しは行ったのかとの御質問であります。鬼北町ホームページにつきましては、デザイン設計の完了後、掲載内容の移行を行い、昨年11月から運用を開始したところであり、町外への情報発信項目をトップページに設定し、また、特に発信したい情報等については、おすすめ情報への設定を可能とすることで、情報発信の強化と利便性の向上を図る仕様としたところであります。

掲載内容につきましては、新たな内容や見直しを図る内容、以前と同様の掲載内容とするもの等、各担当課において判断、確認作業を行ったところではあります。掲載情報が膨大でもあり、本来であれば見直しや更新、抹消すべき掲載内容も散見していることから、随時、掲載内容の確認、修正、更新を行い、適正な情報発信に努めるよう、各担当課に指示しているところであります。

次に、2点目の防災行政放送・回覧の内容を総合トップ、くらしの中に挿入できないかとの御質問であります。

町内防災行政無線につきましては、毎日午後6時45分の定時放送と災害等の緊急時において避難情報などを発信する臨時放送があり、各御家庭に設置されている告知端末から聞くことが可能なほか、5日前までの放送については、24時間いつでも聞くことが可能となっております。

定時放送については、翌日の予定等をお知らせすることも多く、ホームページに掲載、更新された時点で、既に過去の情報となってしまうこともあることから、掲載する場合には、町民の利便性を一番に考えて、重要な情報のみをホームページに掲載するなど、運用の仕方について、今後、検討したいと考えております。

また、回覧文書につきましても、全地区を対象とした回覧等の掲載について、現在、検討をしているところでありますが、掲載作業に要する業務など、各担当課において対応が可能なのか、十分に意見を吸い上げた上で、掲載の是非について判断したいと考えております。

なお、ホームページの総合トップのページにつきましては、町外への情報発信を意識したアイコンを設定するとともに、掲載情報を抑え、軽量化することで、閲覧時の動作も軽く、利用しやすい設計としたところでありますので、放送内容、回覧等を掲載する場合、トップページへの掲載は、現在のところ考えておりませんが、トップページより下層への設定、記事の掲載等につきましては、動作環境への影響も少なく、技術的にも可能と考えております。

次に、3点目の電子申請システムを導入されたが、手続項目を増やす予定はあるかとの御質問であります。手続項目につきましては、今後、町民のニーズや利便性を考慮しながら随時対応していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、中山定則議員の第3番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

中山議員、質問3、（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ホームページの中で、検索のところに組織で探すというのがあるわけなんです。分類の中で、くらし、子育て・教育、健康・福祉、企業・事業者、観光情報、町政情報とあるわけなんです。その町政情報の中に、町組織についてこの組織で探す部分を新たに追加できないかについて質問をいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

すみません。反問権をお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

反問権で中山議員に質問をします。

○町長（兵頭誠亀君）

今の趣旨の御質問、どういう狙いがあるの御質問。どうしたら、どうしてそのよ

うにお考えになられたかを教えてください。

○4番（中山定則君）

戸籍住民票のことなら町民課、住民課という頭が町民の方にあると思いますし、税のことであったら税務課、町民課の中にあると。そういう中で、やはり組織で探す、建設のことなら建設課、水道のことは水道課というふうに書いておりますが、この中で、くらしで見ると住民票とあるわけで、それでいいわけなんですけど、組織で探す、どこの課に行けば何ができるかというのも考えられる方も多んじゃないかと思えますので、探しやすいように、町政情報は何なのかということで、町政情報を見ると、ちょっと時間がなくなっているんですが、町の紹介から始まっているいろいろあるわけなんですけど、課のこと、課の組織状況については、組織で探すというのが必要じゃないかと思ひまして質問させていただきました。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問ですが、ホームページ自体は、昨年11月にリリースをさせていただいた中で、現在御利用をされている方々からも、中には慣れずにですね、ちょっと見づらいなというような感想もいただいたことはございます。ただ、運用する中で、大分皆さんも馴染んできていただいたという部分もある中で、また分類上の設定、また下層に設定する、上に上げる、そういった部分については、今後もう少し運用させていただく中で、御意見をお聞きしながら、また精査する中で、また次回のリニューアル、全面リニューアルではなくてもですね。一部改修等をする機会がある場合には、今の御意見も踏まえて、改修等をさせていただければと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひをいたします。

○4番（中山定則君）

もう今ほどの答弁ですと、こういう今言いました、暮らしから始まって、町政情報の中の部分を簡単にいられないのかということなんですけど、大幅なこのシステムの設定の変更をしないと、これはできないのかということと、もう時間がなくなっているんで、3番もかんまんですか。

愛媛電子というか、愛媛電子申請システムも鬼北町は使っているということで、今8つほどの水道の名義変更届などできるわけなんですけど、これを増やせないかということでの質問の回答をよく聞いてなかったんですけど、前回ホームページの作成のときにお願ひしたのは、公民館の利用申請とか、そういう部分もできないかということ

質問させていただいております。

役場に来なくても、できる申請については、利便性考慮をいただいて増やしていただけたらと思いますので、再度質問させていただきます。

それと、もう言う時間がなくなってくるので、検索編のところは大きくて分かりやすく、検索で検索したらいいかもしれませんが、先ほど言いましたように、組織のことは検討をいただけたらと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

もう時間がないので、最後の答弁とさせていただきます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

1点目につきまして、担当課である私のほうで答弁をさせていただきますが、先ほど改修について簡単にできないのかというようなお考えの御質問だったと思うんですが、実際に業者のほうに相談をし、また予算を伴う中で改修等は発生するものだと考えておりますが、今ほどの質問のほかにもですね、もっと改善を図るべき点も今後出てくるのではないかと考えておりますので、改めて一旦整理した上で、また予算等どれぐらいかかるのかも踏まえた上でですね、ある程度の時期にまた検討させていただければと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

これで中山定則議員の質問を終わります。

次に、2番、兵頭稔議員の一般質問を一問一答方式で行います。

兵頭議員は、質問席へ移動してください。

時間は、ただいまから60分の予定です。

兵頭議員、質問1についての質問を行ってください。

○2番（兵頭 稔君）

議席番号2番、兵頭稔。

先に通告のとおり、質問を行います。

質問1、水道事業について。

これまで一般質問で水道事業について質問を行いました。水道料金が低い理由の回答にはなっていないと考えられますので、次について伺います。

鬼北町水道事業会計決算審査意見書によると、流動比率の理想比率は、200%以上であることが望まれると言われてはいますが、決算書でそのようなになっていない原因は、ちょっとこの辺の数字、ちょっと水道課からいただいた数字で、私報告していますので違っているかもしれませんが、平成28年、1億5,600万円と令和元年の7億6,200万円を自己資本に組み入れたことがその要因だと思われます。

その定例議会で自己資本への組入れをどのように説明されたかを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の第1番目の水道事業についての御質問にお答えをいたします。

今ほど議員から、一般質問で水道事業について質問をしたが、水道料金が低い理由の答えにはなっていないとの御発言がありましたが、鬼北町の水道料金につきましては、平成15年度に改定した後、消費税及び地方消費税の引上げに伴う改定を行い、現行の料金となっております。

平成15年度の改定につきましては、平成7年度から整備した広見簡易水道施設の統合整備事業の実施によって累積する欠損金等を解消する財源確保のための料金改定であります。

次に、鬼北町水道事業会計決算意見書によると、流動比率の理想比率は、200%以上であることが望まれると言われてはいるが、決算でそのようなになっていない原因は、平成28年の1億5,600万円、令和元年の7億6,200万円を自己資本へ組み入れたことがその原因だと思われる。その定例議会で自己資本への組入れをどのように説明されたか伺うとの御質問ですが、流動比率につきましては、流動資産の流動負債に対する割合で、企業の短期的な債務の支払い能力を見る尺度でありますので、未処分利益剰余金の資本金への組入れとの関係はございません。

平成28年度につきましては、未処分利益剰余金の資本金への組入れはありませんが、令和元年度分につきましては、令和2年第3回議会定例会において、令和元年度鬼北町水道事業会計決算認定及び剰余金の処分についての説明の中で、未処分利益剰余金7億6,271万4,000円の資本金への組入れを説明しております。

以上で、兵頭稔議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

先ほどの回答なんですが、鬼北町水道事業の剰余金の処分に関する条例というのが、平成24年3月26日にできております。それを基に、水道課のほうから資料を頂いたんですが、平成25年から平成29年まで、これ実際は28年にも1億5,000万と書いてあるんですけど、29年まで一切自己資本金への組入れは入っておりません。

この条例によりますと、第2条、水道事業において、事業年度末に企業債を有している場合は、毎年度生じた利益のうち、法第32条第1項の規定により、前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残額の一部を減債積立金として積み立てるということになっています。それ、もろもろ入っているんですが、その資本金に充てるのは、減債積立金というのが、この企業債の償還に充てる目的のものです。それから（2）で利益積立金、これは欠損金を埋める目的の金額です。（3）で建設改良積立金、これは建設改良工事の資金に充てる目的のものなんですけど、それがあってもかかわらず、自己資本に入れるのが、令和元年までそのまま置いてあったという経緯があるんですけど、それを一括して、令和元年に自己資本に入れたというのがあるんですが、そのときの合計金額、積立て、減額積立金、それから建設改良積立金というのを分かれば教えていただきたいです。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、今の質問なんですが、その都度その都度、議会で報告され、承認され、決算も受けております。過年度分についてはとといったことで、また答弁は要りますか。今、質問に対して要りますか。

今言われた質問に対して、その都度、今まで議会で承認をしていますし、会計監査も受けていますし、そういった状況の中の水道会計、企業会計だと思うんですが、今、質問されたことについて再質問しますか。

○2番（兵頭 稔君）

いいです。

○議長（程内 覺君）

いいですか。

それでは、今の水道事業について質問1はよろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

その質問じゃない質問でいいですか。

○議長（程内 覺君）

質問1に関連して。

○2番（兵頭 稔君）

そうです。

説明、それまでのやつ、議会で承認になるということなんで、それはそれでいいと思うんですが、それまでの経緯だけ教えていただけたらと思います。

平成15年から純利益は分かっています。その間、できた工事、行った工事、受けた工事、今年まで、平成、令和5年まで行った工事にかかった費用というのは、この次の議会までに出してもらおうことはできるんでしょうか。

○議長（程内 覺君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（上田 司君）

今ほどの御質問ですが、次の議会とおっしゃられました、次の議会の一般質問においてですね。議員のおっしゃられる年度から議員のおっしゃられる年度までの工事請負費の額を示せということでございましたら、それはお示しすることができます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい、了解しました。

○議長（程内 覺君）

それでは、兵頭議員の質問1については、終わります。

次に、質問2、町道の管理についてをお願いします。

○2番（兵頭 稔君）

質問2、町道の管理について。

町道は、令和5年第4回議会定例会で国遠441号線が追加され、669路線、269キロとなっております。管理が大変だと思われるので、下記について伺います。

(1) 町道の道路区間内に人家戸数が1戸以上ある路線、いわゆる住居があり、生活路線となっている町道は、全体の何割程度なのか伺います。

(2) その生活路線の保守管理については、優先的に実施しているか伺います。

(3) 自然災害等により通行不能となった場合は、この生活路線を優先的に対処されているか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の第2番目の町道の管理についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の町道の道路区間内に人家戸数が1戸以上ある路線、いわゆる住居があり生活路線となっている町道は、全体の何割程度なのかとの御質問ですが、当該路線につきましては、607路線で全体の約91%でございます。

次に、2点目のその生活路線の保守管理については、優先的に実施しているか問うとの御質問ですが、町道の改良・補修につきましては、町民の方々の要望を関係地区の区長等を通じて建設課に申請していただいております。

その中で、大規模な改良工事につきましては、申請額、または現地の状態から判断し、計画的に整備を進めるとともに、建設課作業班で対応できる水路補修・路肩補修等の局部的な補修の場合には、作業班が順次対応いたしております。また、舗装の補修・整備につきましては、年度当初に各公民館に要望書を取りまとめていただきまして、年度内に整備いたしております。

3点目の自然災害等により通行不能となった場合は、その生活路線を優先的に対処されているか伺うとの御質問ですが、豪雨等で落石・倒木等が発生した場合には、可能な限り早急に通行可能となるよう対応いたしております。

以上で、兵頭稔議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、質問2、(1)について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

全体で1つでいいですか。

○議長（程内 覺君）

そうしたら質問2の(1)(2)(3)について一括質疑でよろしいでしょうか。

○2番（兵頭 稔君）

はい、ありがとうございます。

何でこんなことを聞いたかといいますと、先ほど能登半島の地震の関係もあるんで、ちょっとこれ伺おうかなと思って質問したんですが、実際に作業する作業員というのは、実際今何名いるかを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの御質問でございますが、当町の職員で申し上げますと、正規職員技能職が1名、あと会計年度任用職員につきまして、6名の対応となっております。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

ありがとうございます。

一遍に聞けばよかったんですが、この全部で7名だと思うんですが、この7名の方は、どこへどういうふうにして配置されているか。それと、ユンボとか、そういったダンプとか、そういったのはどこに設置しているのかお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの御質問でございますが、作業員の配置ということでございますが、建設課作業班につきましては、日々町道の整備に携わっておるわけですが、ここで言われます災害時の配置につきましては、先ほどの末廣議員の質問で町長がお答えしましたように、道路の陥没、土砂崩れ、孤立集落が発生したときの場合につきましては、通行に支障を来した際には、まず、現場の状況、迂回路の状況の確認、これが一番だと思っております。次に、緊急道路の確保に向けての対応を検討ということでございます。

町の職員、今ほど言いました7名、大規模な災害につきましては、当然この7名では対応することはできません。

今ほど説明しましたとおり、まずは現場の状況を見て、うちの作業班が出動し対応すべき箇所を特定、また先ほどの答弁にもありましたように、関係建設業者との協定を結んでおります。そういう建設業者様の協力も得て、町道のほうの対応をしてまいりたいと思います。

また、重機はどこにあるかという御質問でございますが、当町の重機、バックホー及びダンプ、シャベルがありますが、保管場所といたしましては、芝にあります広見のプラント、もしくは日吉地区、上大野地区にあります日吉プラントのほうに分けて配置をしております。

また、今現在作業中のものにつきましては、町道のよけ場と申しますか、そういう

ところにも配置をしております。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

ありがとうございます。

あと、もう一つなんですけど、自然災害というか、最近ちょっと年に何回かしか雪が降らないんですが、以前は雪が降ったら、役場の方が、ユンボでブルドーザーでかいてくれて、除雪をしてくれたらしいんですが、最近はそんなことが全然ないよというふうに言われたんですけど、その辺はどうなのかを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

除雪の件であります。今年の冬季の除雪につきましては、年末に1件、年を明けて1件、積雪があったと思います。その対応につきましては、町道につきましては、当役場の重機を使いまして、委託をしております日吉農林公社の作業員の方と農林公社OBの重機オペレーターにおいて作業をさせていただきました。

タイヤショベルが2台とグレーダー1台でございますが、タイヤショベルにつきましては、まずは積雪量の多い日吉地区を重点に犬飼線、そして日向谷の一ノ又線、中野川等を順次除雪しております。

あと、もう1点は、下大野本線、御開山方面を除雪するわけですが、重機が限られた数しかありませんので、対応といたしまして、食塩、固形の食塩ですが、融雪剤がございます。そういうふうな融雪剤を使って対応する場合もございます。

今ほどの御質問では、昔はやってもらったが、今はやってもらえないというふうなことがありましたが、対応をするのに1日で当然できるわけではございません。2日なり3日なりかけて、順次やっていくわけですが、その間に雪自体が車が通って、もうなくなったときには、私どもの対応より先に通行が可能になった場合がございますので、そういう場合を言われているのかは分かりませんが、こちらのほうで要望等がある場合は、極力早急に対応をしておりますので、建設課当局のほうには、そういうふうな苦情的な、たまにあるわけですが、そういう場合には、今ほどの説明のように、1日ですぐできるものではございませんので、しばらく待っていただくような方法で回答をしております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい、分かりました。

日吉地区のこれ、年齢別の人口は628人が65歳以上だと、高齢化率が59.5%になっていますので、区長にお願いしてというふうに言うのもなかなか大変なこともあろうかと思うんですけど、その辺、また区長にお願いしてでも、早急に雪のけをしてもらうような話もできるよというふうにしたいと思いますので、よろしく願いします。

以上で終わります。

○議長（程内 覺君）

それでは、兵頭議員の質問の2については終了をします。

続きまして、質問3について質問を行ってください。

○2番（兵頭 稔君）

質問3、マイナ保険証について質問します。

マイナ保険証への移行について、少なくとも全国27都道府県の110議会が対策を求める意見書を可決しています。そこで、鬼北町としては、どのようになっているのか伺います。

(1) 2月6日の愛媛新聞に国家公務員の2023年11月時点の利用率が4.36%だと書かれていましたが、鬼北町の職員のマイナ保険証の利用率について伺います。

(2) 鬼北町のマイナカードの普及率を伺います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の第3番目のマイナ保険証についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の鬼北町の職員のマイナ保険証利用率について問うとの御質問であります。職員のマイナ保険証利用率につきましては、町では把握をすることができません。ただ、愛媛県内の市町職員の保険者である愛媛県市町村職員共済組合に確認いたしましたところ、市町単位でのマイナ保険証の利用率は、確認することが技術的に難しいとの回答ではありましたが、県内全体における市町職員のマイナ保険証の利用率につきましては、令和5年10月末現在で、3.64%との回答をいただいております。

ます。

いずれにいたしましても、低い利用率となっており、マイナ保険証を推進する立場にある市町職員として率先して利用するように働きかける必要性があると考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

次に、2点目の鬼北町のマイナカードの普及率を問うとの御質問であります。令和6年2月25日現在の鬼北町のマイナンバーカードの交付率は、80.02%で、全国平均の78.21%を上回っている状況ではありますが、休日臨時窓口の開設や訪問申請サポートなど、交付率の向上に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、兵頭稔議員の第3番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、質問3の（1）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

町職員のマイナ保険のひも付けされているのは何%か教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

町職員のマイナンバーカードと保険証のひも付けが何名かということなんですが、現在のところ、各個人に調査をしておりませんので、何人かという確認はできておりません。

以上です。

○議長（程内 覺君）

確認してないということです。よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

（1）についてはよろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問3の（2）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

これも同じなんですが、町職員のマイナカードにしている人数は全員でしょうか、伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

町民課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

ただいまの御質問ですが、約9割以上の職員がマイナンバーカードを保有はしております。ただ、直近の調査は行っておりませんので、現在の数値が幾らかというのは、ちょっとお答えができません。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

その9割のあと残りの1割の方というのは、分かってるんでしょうか伺います。

○議長（程内 覺君）

町民課長が答弁いたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

その後の異動等で職員で亡くなった方等もおられますし、また、新採の職員の方もおられますので、改めて、また再度調査をすれば、個人まで特定することは可能だと思います。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

これで兵頭稔議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第6、議案第8号、鬼北町福祉基金条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○議長（程内 覺君）

日程第6、議案第8号、鬼北町福祉基金条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

児童、高齢者または障害者の福祉の増進、健康づくりの推進その他社会福祉の充実を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、条例を制定するものであります。

制定する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第8号、鬼北町福祉基金条例について御説明いたします。

議案書の2ページをお開きください。すみません。議案書1ページ、2ページになります。

現在、設置しております、鬼北町地域福祉基金というものがございます。本日、お手元に参考資料として配付をしております。

地域福祉基金というものは、もともと平成3年に旧広見町、日吉村において、高齢者保健福祉施策を推進するために設置されていたものでありますが、基金が設置されてから本日までの間に、介護保険制度の創設あるいは少子高齢化社会の進行など、保健福祉行政を取り巻く状況が大きく変化しております。

このような状況を踏まえて、今後の保健福祉行政を機動的に推進し、子育て支援をはじめ、多様化する住民ニーズに応えるために計画的な財源確保が必要であることから、鬼北町地域福祉基金の財源をもって、新たな基金として鬼北町福祉基金を設置するものであります。

2ページに、条例を載せておりますが、第1条は、基金の設置について規定をしております。

鬼北町における児童、高齢者又は障害者の福祉の増進、健康づくりの推進その他社会福祉の充実を図るための事業に要する経費の財源に充てることを目的とするとともに、基金の名称を、鬼北町福祉基金としております。

第2条は、基金の積立てについて規定をしております。積み立てる基金は、一般会計歳入歳出予算で定める額としております。

第3条、基金の運用について規定をしております。町長は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めねばならないとしております。

第4条は、基金の管理について規定をしております。基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとしております。

第5条は、基金の運用益金の処理について規定をしております。基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとしております。

第6条は、基金の繰替運用について規定し、町長は財政上必要があると認めるときには、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に

繰り替えて運用することができることとしております。

第7条は、基金の処分について規定をしております。

基金は、第1条に規定する事業を実施するために必要があるときは、その全部又は一部を処分することができることとしております。

第8条は、条例の町長への委任について規定をしております。

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとしております。

次に、附則でございますが、施行期日を令和6年4月1日と定めております。

附則の第2項としまして、本条例の制定に伴い、鬼北町地域福祉基金条例を廃止することと規定をしております。

第3項、この条例の施行日の前日までに、前項の規定による廃止前の地域福祉基金条例の規定により積み立てられた基金は、鬼北町福祉基金に引き継ぐことを規定しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号、鬼北町福祉基金条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第9号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第9号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由の説明をいたします。

地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

制定する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第9号、鬼北町条例第3号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明いたします。

議案書3ページから4ページになります。

今回の関係条例の改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が、令和6年4月1日に施行されることに伴い、関係条例について一括して改正するものであります。

別紙お配りしております、新旧対照表に基づいて御説明いたします。

現行改正が、傍線が引いてあるところが改正点になります。

まず1ページ、第1条、こちらにつきましては、鬼北町監査委員条例の一部改正でございます。

7条第1項中の「第243条の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第9条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

これらは引用しております、地方自治法の条が繰り下がることによる改正でございます。

次に、新旧対照表2ページ、第2条になりますが、こちらは鬼北町水道事業条例の一部改正でございます。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。こちらも第1条と同じく、引用しております地方自治法の条が繰り下がることによる改正でございます。

続いて、3ページ、第3条、鬼北町病院事業条例の一部改正でございます。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。こちら1条、2条と同じ理由による改正でございます。

続いて、新旧対照表4ページ、第4条は、鬼北町下水道事業条例の一部改正でございます。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。こちら第1条から第3条と同じ理由による改正でございます。

議案書3ページに戻っていただきまして、この条例は、すみません。4ページですか。この条例は、令和6年4月1日から施行すると定めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩をします。

再開を13時としたいと思います。

休憩 午前11時54分

再開 午後13時00分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第10号、鬼北町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、議案第10号、鬼北町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、建設課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○建設課長（上田 司君）

説明の前に、1か所訂正をお願いいたします。

資料になりますが、新旧対照表、1ページ目、3分の1になりますが、左上に地方自治法と明記してありますが、これが空き家等対策の推進に関する特別措置法でございます。訂正しておわびいたします。

それでは、鬼北町条例第4号、鬼北町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

6ページをお開きください。

今回の改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

説明はお配りしております別紙新旧対照表で行いますので、ご覧いただきたいと思っております。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正案の欄に掲げます規定に下線で示しますように改正するものでございます。

今回、第10条から、第14条中の第14条を、第22条に。

第16条中、第6条第1項を、第7条第1項に。

第17条中、第7条第1項を、第8条第1項に改正いたしました。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとするものです。

以上で、鬼北町条例第4号、鬼北町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（赤松俊二君）

今回の鬼北町空家等の適正管理に関する条例ですが、この条例については、今後、鬼北町において空き家等が増加するということを考えると、この鬼北町における鬼北町空き家等の適正管理については、所有者がしっかりと管理ができ、また規定を設けており、この制度の在り方については、重要であると考えておりますが、この条例を第14条から第22条に改正するに当たり、この鬼北町空家等の適正管理する条例についての内容については、この資料を見る限り、その規定により変わったところはないと思いますが、ただ、1点だけちょっと聞きたいんですが、この規定が改正するに合わせて、定められたこの事柄についてはどうなのか。そしてまた、この性質や概念は、22条になることによって変わらないのか、この点についてお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

今ほどの赤松議員の御質問でございますが、この鬼北町の空家等適正管理に関する条例の一部を改正する条例については、先ほど申し上げましたように、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正されたものに基づいておりますが、この特別措置法の改正点、主なものについて説明させていただきます。

まず、この特別措置法の改正に伴います背景、必要性につきましては、住宅等のさらなる推進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や、適正な管理を総合的に強化する必要があると見て改正に至りました。

一番のこの法律の概要といたしましては、所有者の責務の強化になると思います。現行の適切な管理の努力義務に加えまして、国、自治体の施策に協力する努力義務というものが、新たに付け加えられました。

これがどういうものかといいますと、一番のポイントになりますのは、特定空き家を未然に防止するために、特定空き家に放置して特定空き家になるおそれのある空

き家に対し、管理者支援に即した措置を市区町村長から指導勧告するということになっております。

今までの町の指導方法としては、電話なり、文書なりで、迷惑がかかりますよ。適正な措置をお願いしますというふうなお願いだったわけですが、今回この法改正に基づいて指導勧告ができるようになりました。それに基づいて、何が変わるかと言いますと、指導勧告を受けた土地につきましては、固定資産税の控除が受けられなくなってまいります。小規模な住宅用地の200平米以下の部分の6分の1の減額が解除。一般住宅用の200平米以上を超える部分3分の1の減額が解除となってまいります。

これにつきましては、4月の初めに固定資産税の納付書等文書を送るようになっておりますが、それに毎年空き家対策の周知文書を全部入れておりますが、この固定資産の控除について、指導勧告を受ければ控除が受けられなくなりますよという文章を併せて送らせてもらいますので、町民の皆様につきましては、より一層この空き家について適正な措置をしていただけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、了承ですか。

○6番（赤松俊二君）

了解しました。

○議長（程内 覺君）

ほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号、鬼北町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第11号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第9、議案第11号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第11号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書7ページから8ページになります。

今回の改正は、地方自治法の改正により、令和6年4月1日から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となることから、所要の改正を行うものであります。

別紙お配りしております新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第2条第1項中、傍線の下線の引いてあります「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改めます。

会計年度任用職員の給与について、勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

同じく、1ページの第15条の次に第15条の2を加え、任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について正規職員の勤勉手当の支給に係る鬼北町職員の給与に関する条例の規定を準用するものであります。

2ページをご覧ください。

第24条の次に24条の2を加えまして、任期が6か月以上のパートタイム会計年

度任用職員について、先ほど15条の改正と同様、正規職員の勤勉手当の支給に係る鬼北町職員の給与に関する条例の規定を準用するものであります。

議案書8ページにお戻りください。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第12号、鬼北町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第10、議案第12号、鬼北町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

町民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税について、県内市町で異なっ

ている減免申請期限の規定を統一することで、納税義務者に対する説明が容易となり、納税義務者の利便性向上にもつながることから、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、鬼北町条例第6号、鬼北町税条例の一部を改正する条例についてを御説明いたしますので、議案書10ページをお開きください。

今回の条例改正は、地方税の減免申請期限について、愛媛県市町連携推進本部会議で、県と市町が連携しながら検討を進め、現在県内で複数存在している減免申請期限の取扱を統一するよう所要の改正を行うものです。

別紙の新旧対照表に基づき御説明いたしますので、1ページをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる下線で示すように改正する
ものです。

1ページ、第51条第2項は、町民税の減免について。

第71条第2項は、固定資産税の減免等について。

1ページから2ページの第89条第2項は、軽自動車税種別割の減免について。2
ページ、第90条第2項及び3ページ、第90条第3項は、身体障害者等に対する種
別割の減免について。3ページ、第139条の3第2項は、特別土地保有税の減免に
ついて。それぞれ減免等に係る申請書類等の提出期限を納期限前7日から納期限に改
めるものです。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書10ページをご覧ください。

附則について説明いたします。

附則第1条、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附則第2条から第5条は、町民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税の経
過措置について定める規定で、それぞれ令和6年度以後の年度分について適用し、令
和5年度分までの減免等については、なお従前の例によるものです。

以上で鬼北町条例第6号、鬼北町税条例の一部を改正する条例についての説明とい
たします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第12号、鬼北町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第13号、鬼北町分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第11、議案第13号、鬼北町分担金徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

物価高騰及び農家の減少により受益者の負担が増加していることから、農業用施設を維持する受益者の経済的負担を軽減するため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、農林課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○農林課長(奥藤幸利君)

それでは、議案第13号、鬼北町分担金徴収条例の一部を改正する条例につきまして説明いたしますので、議案書12ページをお開きください。

今回の条例改正につきましては、物価高騰及び農家の減少により、受益者の負担が

増加していることから、農地農業用施設関係の国庫補助事業、県費補助事業、町単独事業及び災害復旧事業に係る受益者の経済的負担を軽減することを目的として条例の一部を改正するものです。

お手元にお配りしております、鬼北町分担金徴収条例の一部を改正する条例の資料、新旧対照表で説明いたしますのでご覧ください。

左が現行の条例で、右側が改正案で、下線の部分が改正部分であります。

事業種別、国庫補助土地改良事業の賦課基準を補助対象額の「100分の5」から「100分の2.5」に改正し、次に、国庫補助農地災害復旧事業の賦課基準を補助対象額の「100分の15」から「100分の10」に改正し、次に、県単独土地改良事業の賦課基準を補助対象額の「100分の20」から「100分の10」に改正し、次に、町単独土地改良事業の賦課基準を事業費の「100分の35」から「100分の20」に改正し、ただし書に、「、多面的機能支払交付金認定地区については、事業費の100分の10とする」を加えるものであります。

次に、町単独農地農業用施設災害復旧事業の賦課基準を事業費の「100分の35」から「100分の10」に改正するものであります。

議案書12ページにお戻りください。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号、鬼北町分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第14号、鬼北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第12、議案第14号、鬼北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、水道課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道課長(上田 司君)

それでは、鬼北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

鬼北町条例第8号、鬼北町、すみません、14ページをお開きください。

今回の改正は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

説明はお配りしております別紙新旧対照表で行いますので、ご覧いただきたいと思っております。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正案の欄に掲げる規定に下線で示しますように改正するものでございます。

今回、第5条、第32条、第38条中の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるよう改正いたしました。

附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するとするものでございます。

以上で、鬼北町条例第8号、鬼北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号、鬼北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第15号、令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第13、議案第15号、令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の説明をいたします。

令和5年度も年度末を迎え、本年度予定いたしておりました事務事業も繰越しを予定している一部の事業を除いて、完了または最後の仕上げの段階に入っており、最終的な調整を行うために補正予算を編成いたしました。

歳出につきましては、決算を見通し、物件費、補助費等を増減調整いたしますとともに、事業の確定及び完了に伴い、事業費等を減額いたしております。

歳入につきましては、事業の確定に伴い、国・県支出金、町債等の調整を行うもの

であります。

また、年度内の完了が見込めない事業につきましては、明許繰越費として計上するとともに、地方債につきましては、事業の確定に伴い、限度額の変更を行うものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ3億3,770万円を減額し、予算の総額を101億8,450万円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第15号、一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。

なお、本日、お手元に補足資料をお配りしておりますので、そちらも併せてご覧ください。

はじめに、歳出予算から説明いたしますので、予算書25ページをお開きください。

今回の補正予算は、決算見込みに伴う不用額の調整などが主なものとなっておりますが、追加補正につきまして、主なものを説明させていただきます。

まず、2款、1項、1目、18節、退職手当組合負担金3,291万9,000円につきましては、一般職の3月末退職者に伴う退職手当組合負担金であります。

26ページをお開きください。

2款、1項、5目、財産管理費、14節、旧清水保育所施設整備工事請負費286万6,000円につきましては、旧清水保育所のトイレの改修に係る経費を計上するものであります。

同じく、2款、1項、5目の24節、減債基金積立金1,849万2,000円につきましては、普通交付税の再算定により、臨時財政対策債償還基金費として交付されました額を基金に積み立てるものであります。

次に、28ページをお開きください。

2款、1項、11目、生活交通路線対策費、18節、地方バス路線維持費補助金1,108万3,000円は、宇和島自動車に対する補助金であります。

2款、1項、13目、情報通信基盤整備事業費、12節、情報通信基盤保守点検委託料489万5,000円は、決算見込みによる所要額の追加でございます。

29ページ、2款、1項、15目の近永駅周辺賑わい創出事業費、12節、設計委託料2,964万5,000円、その下、植栽業務委託料148万3,000円につきましては、多世代交流施設建設のための設計委託料と樹木の移植費用を追加補正する

ものであります。

続きまして、2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費、12節、電算システム改修委託料239万8,000円は、住民基本台帳及び戸籍情報システムをフリガナ対応とするための改修に係る費用で、100%国庫補助となります。

次に、31ページをお開きください。

3款、1項、1目、社会福祉総務費、22節、負担金等超過交付返還金496万4,000円につきましては、令和4年度の障がい者・障がい児関係の国庫負担金の返還金となります。

同ページの3款、1項、3目、老人福祉費、24節、積立金3,000万円につきましては、決算見込みにより剰余金を地域福祉基金に積み立てるものであります。

続きまして、38ページをお開きください。

5款、1項、10目、農村地域防災減災事業費、18節、防災重点農業用ため池緊急整備事業負担金160万円は、県営事業笛吹池改修工事の決算見込みにより所要額を補正するものであります。

続いて、39ページをご覧ください。

5款、2項、2目、林業振興費、18節、造林事業補助金731万1,000円は、間伐作業道開設に係る補助金を追加計上しております。

41ページをお開きください。

6款、1項、3目、観光費、12節、商標権設定登録業務委託料111万6,000円は、ゆるキャラ、商標権更新に係る経費を計上しております。

同ページ、6款、1項、6目、成川休養センター費、14節、高月温泉施設整備工事請負費363万円は、高月温泉の浴室の床の改修工事費を計上しております。

続きまして、44ページをお開きください。

8款、1項、2目、消防施設費、10節、修繕料460万3,000円は、同報系防災行政無線のバッテリー、ハードディスク交換に係る経費を計上しております。

45ページをご覧ください。

9款、1項、4目、諸費、24節、未来へつなぐ子ども応援基金積立金500万1,000円につきましては、教育振興寄附金として頂いた寄附金を同基金へ積み立てるものであります。

9款、2項、1目、小学校管理費、10節、修繕料344万2,000円は、愛治小学校の高圧ケーブル修繕等に係る経費を計上いたしております。

47ページをお開きください。

9 款、4 項、2 目、公民館費、1 4 節、公民館施設整備工事請負費 2 4 3 万 2, 0 0 0 円は、中央公民館高圧受電柱の改修、愛治公民館空調設備設置工事に係る経費を計上いたしております。

次に、歳入予算の主なものについて御説明いたしますので、予算書 1 3 ページをお開きください。

1 款、町税につきましては、決算見込みにより所要の補正をしております。

2 款の地方譲与税から、9 款、地方特例交付金についても、決算見込みにより所要の補正をしております。

1 4 ページをお開きください。

1 0 款、1 項、1 目、地方交付税、1 節、普通交付税 2, 3 7 1 万 9, 0 0 0 円は、再算定による増額分を計上しております。

続いて、2 0 ページをお開きください。

1 6 款、2 項、1 目、不動産売払収入、1 節、町有地売却代金 1 0 3 万 3, 0 0 0 円は、きほくの里多目的用地 3 区画分の売却代金であります。

1 7 款、1 項、4 目、教育費寄附金、1 節、教育振興費寄附金 5 0 0 万円は、既に受け入れております寄附金について予算計上するものであります。

続いて、予算書 2 1 ページをご覧ください。

1 8 款、2 項、3 目、失礼いたしました。2 0 ページですね。

1 8 款、2 項、3 目、公共施設等整備管理基金とりくずし 3, 9 5 0 万円につきましては、広見中学校の改築及び認定保育園さくらの整備事業等の財源の組み替えによって増額するものであります。

2 1 ページをご覧ください。

1 8 款、2 項、1 1 目、森林環境譲与税基金とりくずし 4 5 0 万円は、林業振興事業に充てるため取り崩すものであります。

2 3 ページをご覧ください。

2 1 款、1 項、2 目、民生債、3 節、保育所施設整備事業債（過疎）1, 6 2 0 万円につきましては、認定こども園さくらの改修において起債対象事業費が増となったことによる増額であります。

2 1 款、1 項、8 目、教育債、3 節、保健体育施設整備事業債（過疎）2 4 0 万円につきましては、鬼北総合公園の遊具整備について、国費の減額に伴い、起債を増額するものであります。

次に、繰越明許費について説明いたしますので、7 ページをお開きください。

年度内に完了が見込めない事業につきまして、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して使用できるよう、7ページから8ページに一覧を載せておりますが、計24事業5億1,678万8,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、第3表の債務負担行為補正について説明いたしますので、9ページをご覧ください。

追加といたしまして、4番の多世代交流施設土地購入事業を追加しております。こちらにつきましては、期間を令和5年から令和6年で、限度額を2,760万8,000円としております。

その下、変更ですけれども、1番、鬼北町誌作成業務につきましては、期間を延長する変更でございます。

次に、第4表、地方債補正について御説明いたしますので、10ページをご覧ください。

それぞれ事業費の確定に伴い、限度額を補正後の額に変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じとしております。

続きまして、給与費明細書について御説明いたしますので、予算書50ページをお開きください。

1、特別職について御説明いたします。

その他の特別職について職員数202人の減、報酬額655万9,000円を減額するもので、これにつきましては、8款、1項、1目、消防団員報酬176人、632万8,000円の減が主な要因となっております。

次に、一般職について御説明いたします。

2番の一般職、給与費、手当、共済費については、決算見込みにより所要の補正をしております。減額となっております主な要因は、年度途中で1名退職によるものでございます。

52ページ以降につきましては、説明を省略いたしますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（赤松俊二君）

何点かあるんですが、3問まで、4問が質問で構わんですか。

○議長（程内 覺君）

いいです。

○6番（赤松俊二君）

はい。まず、はじめに、27ページの2款、1項、14節、空き家住宅改修工事請負費644万7,000円の減、これについては、当初予算1,000万円程度計上されていると思われませんが、今回この減の要因といいますか、この空き家改修工事を何件かれて、場所が分かれば教えていただきたいと思います。

続いて、28ページの2款、1項、11目の18節、公共交通利用者支援金922万2,000円、これについても、これは新設された支援金であろうかなと思いますが、この減の要因を、この中身の詳細を伺います。

それと、32ページ、3款、2項、1目、18節、すくすく鬼北っ子応援給付金160万の減、これについては出生児、小学生、中学生による10万円ですか、この応援給付金やろうと思うんですが、この状況、中身、もう少し詳細な執行された状況をお伺いいたします。

それと最後に、45ページ、9款、1項、4目の24節、この未来へつなぐ子ども応援基金積立金501万、これについては説明があったように、教育振興費の寄附金よりの積立てであるとの説明でありましたが、この基金について、今後、具体的に教育振興のために積立てをされると思いますが、今後、どういうふうな活用されるのか。施策というのが考えられているのか、その点についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

2款、1項、6目、企画費及び2款、1項、11目につきましては企画振興課長が、3款、2項、1目につきましては町民課長が、最後4点目、9款、1項、4目、諸費の分につきましては、教育課長がそれぞれ答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

まず、1点目の2款、1項、6目、14節の空き家住宅改修工事請負費減の要因でございますが、当初1,000万計上させていただいておりましたが、実績として1件、日吉地区で改修工事を実施しております。工事費等が想定よりも少なかったため、相当額を減額させていただいたところでございます。

次に、28ページの2款、1項、11目、18節、公共交通利用者支援金922万2,000円減とさせていただいておりますが、こちらは今回12月から運用を開始させていただきました、65歳以上の免許をお持ちでない方の割引事業に係る支援金等を当初計上しておりました。まず、バス利用者の方につきましては、当初4か月分で、宇和島の総合病院まで行った場合の費用の利用率を約2割から3割として計算をさせていただいたところです。また、タクシー利用につきましても、こちらは町内の町なかの病院までの利用をされた場合、それぞれの地域からどれぐらいの経費がかかるかというのを集計し、その35%ぐらいの計算で当初予算を計上させていただいたところです。

現在までで集計をさせていただく中で、大体月に30から40万程度の支援金の御利用がございましたので、それから今年度見込みを推計させていただき、残りを減額補正とさせていただいたところでございます。

以上です。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、3款、2項、1目、18節、負担金補助及び交付金のすくすく鬼北っ子供援給付金の詳細について御説明をいたします。

当初予算1,375万円で計上させていただいております、決算見込額が1,215万円であります。当初予定しておりました出生者の数、それから小・中学生の入学者、また、町内に転入をいただいた後、小・中学校に通う方の数を見込んでおりましたが、今回160万円の減額をさせていただくということになったものです。

以上です。

○教育課長（谷口浩司君）

それでは、9款、1項、4目の24節、積立金500万円についてを何に使うかと、何に活用するかということのに対しての答弁でございますが、これにつきましては、未来へつなぐ子ども応援基金に積み立てまして、高校生の遠距離通学の補助金に充てるということになっております。

以上でございます。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、よろしいですか。

○6番（赤松俊二君）

今の答弁で、すくすく鬼北っ子供援給付金、これなんです、今ほど執行率等々を伺ったわけですが、これは予算の計上、これに関する関連ですが、今後、この応援給

付金、確かにそれぞれ入学、出生児、いろいろなときにお金がかかるので、応援給付金については、保護者にとっても大変ありがたい給付金だと思いますが、今後、高校生、中学生、町内中学生の在住されている方が、高校入学のときに、やっぱりこういった応援給付金が今後あればいいのではないかなと考えますが、その点については、その方向性について、ちょっとこの予算とは関連しません質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

検討の材料、検討の余地はあろうかと思えますけども、町民課長のほうから説明をさせます。

○町民生活課長（善家直邦君）

今後、また、そういった御意見をいただきましたので、高校生の入学時のまた子育て支援策についても、今後、また検討させていただけたらと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○6番（赤松俊二君）

結構です。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

○11番（末廣 啓君）

26ページ、2款、1項、5目の14節、書庫・防災備蓄倉庫整備工事請負費2,000万ぐらい減額になっております。当初9,000万ぐらいの予算計上をされておりましたが、物価とかいろいろ上がっておるにもかかわらず、2,000万円減という工事内容の変更があったのかどうかを確認したいのと、先ほど赤松議員からもありました、27ページの2款、1項、6目、14節の工事請負費、空き家住宅改修工事請負費、これは日吉と近永の町なかを改修されるように当初のときは言われておりましたが、近永の町なかの改修はいかがになったのか確認したいと思います。

それと、28ページの2款、1項、9目、18節の負担金補助及び交付金、防犯灯設置補助金175万の減額について、半分ほど減額になっておるんですが、当初から見ると、これは、ほぼもうLED化になったのか、それとも申出がなかったのか、その3点確認をいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

2款、1項、6目、財産管理費、工事費減額の部分について総務財政課長が、2款、

1 項、6 目、企画費の空き家住宅改修工事費の減額については企画振興課長が、2 款、1 項、9 目、防犯対策の部分についての減額については、総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

まず、2 款、1 項、5 目、1 4 節の書庫・防災倉庫の工事につきましては、当初設計により事業費を予定価格を組んでおりました入札により減少したものでありまして、契約の折、議会で説明をしたとおりでございます。一部、その後、変更、それは増額の変更でありましたが、消防署からの御指摘による変更であったり、建物を囲う幕の変更、若干の増額をしておる。それで6,800万ほどの工事費で終わっておるといふものであります。

すみません。もう1点の防犯灯の補助金につきましてですけれども、5年度の実績としまして、まだ年度途中でございますが、6地区合わせて従来の蛍光灯からLEDに変えた件数が、52灯、こちらが102万8,900円支出しております。それから、新たに新設をされたものが、6地区合わせて10灯ございまして、こちらが20万円となっております。

LED化率につきましては、ちょっと今手元に資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○企画振興課長（小川秀樹君）

2 款、1 項、6 目、1 4 節、空き家住宅改修工事請負費につきまして、当初2件、予定をさせていただいておりましたが、日吉については工事のほう完了いたしました。うち近永、町部のほうを当初予定をしておりました。審査会等で現地確認等もさせていただく中で、建物自体は昭和57年以前の建物ということもございまして、その耐震等については、確認をする必要があったわけではございますが、外観からでは筋交い等はちょっと確認をすることがなかなか難しい中で、耐震診断等につきましては、御本人さんにしていただかないといけない。また、建物については、中に筋交い等があるのか、一旦はぐらないといけない等がございまして、地権者さんと協議をさせていただく中で、一旦見合わせるというようなお話でございましたので、近永については実施をしていないという状況でございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○11番（末廣 啓君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

○5番（山本博士君）

2点ばかり、23ページの21款、1項、8目、教育債、その3節ですね。保健体育費施設債という、先ほど説明があったんですが、国費の減額ということなんですが、その理由を分かれば教えてください

それと、もう1点、29ページ、2款、1項、12節、委託料ですね。設計委託料、高校寮の多分設計委託だと思うんですが、先ほど説明があったんですが、2月19日の全協でも少しお話をしたんですが、北宇和高校教育寮に関しましては、今回で定員がオーバーということで、大変ありがたいことだと思っております。

この事業は、北宇和高校の存続と予土線の存続につながることだと認識をしておりますが、何億もかかる事業ですので、生徒の皆さんも3年間で終わりではなく、将来的に定住なり、移住なりを勧めるような仕組みも必要ではないかと思いますが、町長の考えを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

歳入のほうの御質問につきましては、教育課長が答弁いたします。2点目の分なんですけども、議員御指摘のとおり、これから先、寮のほうをまたやらせていただきたいということで、今回予算を上げさせていただいておりますけども、定住の部分につきまして、3年間の高校生につきましては、来ていただく方に住民票の異動というものをしっかりとやっていただくということは、まずお願いをしております。それから、あと定住の部分につきましては、一概にその部分については、定住するための働く場所等も必要になってきますから、すぐにこれをどうしてもやってくれとおってくれということは、言えないわけでありまして、形として町の税金を使わせていただいて、そのような部分というのは、積極的にお願いしなければならない部分かなというところでは思っておりますけども、なかなか高校生がそのまま今の鬼北町にとどまってくれることを強力に推し進めることが必要なのかどうか、適当なのかどうかということについては、少し考えさせていただきたいなというふうに思います。

ただ、3年間の寮の活用、使用についてですね。鬼北のよさといいますか、四国のよさ、愛媛のよさ、鬼北のよさというものをしっかりと認識してもらって、あそこにまた住みたいなというふうに思ってもらうことで、Uターン、Jターンというものもあっていいんじゃないかなと、そこら辺りは強力に進めるべきだというふうに思っ

おります。御理解いただきたいと思ひます。

○教育課長（谷口浩司君）

21款、1項、8目の分の教育債、3節、保健体育施設事業債240万円組んだと
いうことで、なぜ国費が減ったかという理由につきましては、スポーツ振興くじの助
成金を頂くようにしとっておりまして、1,000万ほどもらうようにしてありまし
たが、その分が目減りをしまして、それを過疎債に切り替えたということございま
す。

以上です。

○議長（程内 覺君）

山本議員、了承ですか。

○5番（山本博士君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

○4番（中山定則君）

27ページの2款、1項、6目、18節の地域貢献研究事業補助金160万円の減、
それと、その下の地域課題ビジネスマッチング促進事業補助金300万円の減の理由。
それと29ページ、2款、1項、15目、17節、備品購入費の機械器具費116万
3,000円の減の理由。それと40ページ、6款、1項、2目、18節、企業強化
支援事業費補助金376万7,000円、その下の定住化雇用促進事業費補助金10
0万円、その下の企業チャレンジ支援事業費補助金100万円の減の理由をお願い
いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

1点目の27ページの地域貢献研究事業費補助金、こちらですね。学生等を誘致さ
せていただいて、フィールドワーク等をしていただき、地域の課題解決を図って
いただくというような補助事業でございまして、当初、予算計上時の御相談状況を見込
んで予算を計上してありましたが、実績といたしまして、40万の見込みであるとい
うことで、今回この額を減額させていただいております。

その下、地域課題ビジネスマッチング促進事業費補助金、こちらにつきましても、
計上時、首都圏等から相談等もあった中で、2件分の予算を計上させていただいた

けでございますが、今回実績につながらなかったということで減額をさせていただきました。

続きまして、29ページ、2款、1項、15目、17節、機械器具費であります。こちらは教育寮の家具、電化製品等の備品等を予算計上しておりましたが、予定価格が見込みよりも安価で済みましたので、その分、減額をさせていただいたところです。

続きまして、40ページ、企業強化支援事業費補助金でございますが、こちらは町内事業者、水道料等を支援をさせていただいております。こちらにつきましては、見込みが18件、423万3,000円という見込みでございますので、計上額のおり減額をさせていただいたところでございます。

その下、定住化雇用促進事業費補助金、こちらについては、現在見込んでいる内容が1件の方、50万ということでございましたので、100万円減額補正とさせていただいたところでございます。

最後、企業チャレンジ支援補助金につきましては、当初御相談があった部分はございますが、結果として、今年度見込みで300万ということでございますので、100万円の減額とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

27ページの地域課題ビジネスマッチング促進事業費補助金、これについては、予算全額ゼロということですよ。なかったというその確認と、なければなかった理由、もう一度なかった理由の説明をお願いします。

それと、最後、40ページの企業強化支援事業費補助金、この水道の補助ということなんですが、予算額に比べて減額、かなり多いんですが、その理由について、予算計上時の積算がどうであったか、その辺について説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

後のほうの分については、企画振興課長のほうから答弁をいたします。

前段の部分のビジネスマッチングの分なんでありますけども、ワームス、ビーインそれぞれ大規模な税金を投入して、工場立地型の部分については、ある程度の限界があるというところで、現在の様々な業種の方々に働いていただこうというところで、この事業を展開し、打診等はいっぱいしております。

今日の日程報告にも出しましたけども、東京のほうまで行って、様々な業種の方と

面談をし、そういうような事業展開もスタッフのほうは懸命にやってくれております。そこらもですね、考えていただいて、実績はゼロなんでありませうけども、頑張っておるといところは御理解いただきたいなというふうに思います。

あとのほうについては、企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

企業強化支援事業費補助金につきまして、当初は昨年度、または一昨年度の実績等を踏まえながら、不足の生じないように、ある程度積算をさせていただいたところではございますが、結果として御申請いただいた額が、見込みよりも少なかったということで、今回減少補正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○4番（中山定則君）

今の説明なんです、企業が減ったということですか。再度お願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

企業数が減ったというわけではございませんが、申請数自体については、複数、数件、御申請件数が減っております。

これ年間ですね、1,200立米以上御使用いただいた際に、それを超える分を補助する補助事業でございますので、それに達しない場合は、申請に至らなかったということで理解をしております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了解ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第15号、令和5年度鬼北町一般会計補正予算(第8号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。

再開を14時25分とします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時25分

○議長(程内 覺君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から、先ほどの末廣の質問に対する答弁の申出がありましたので、これを許可します。

○町長(兵頭誠亀君)

時間をいただきまして、ありがとうございます。

水野課長が答弁をいたします。

○総務財政課長(水野博光君)

街路灯のLED化につきまして、町全体としまして、74.1%でございます。

以上です。

○議長(程内 覺君)

よろしいですか。

○11番(末廣 啓君)

はい。

○議長(程内 覺君)

次に、日程第14、議案第16号、令和5年度鬼北町用品調達特別会計補正予算

(第2号) についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第14、議案第16号、令和5年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、用品調達費、文書作業費、一般会計繰出金について所要額を補正するとともに、歳入につきましても、歳出に準じて補正いたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ229万円を減額し、予算の総額を1,599万8,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、会計管理者が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会計管理者（古谷忠志君）

それでは、議案第16号、令和5年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

歳出から説明いたしますので、最後の6ページをお開きください。

1款、1項、1目、用品調達費を今回300万円減額し、補正後の額を629万2,000円とするものです。減額理由は、17節、備品購入費において、全庁的に購入すべき備品がなかったため、300万円を減額するものです。

次に、2款、1項、1目、文書作業費につきましては、17万円を増額し、補正後の額を838万6,000円とするものです。これは決算見込みにより消耗品費が不足するため、増額をするものであります。

次に、3款、1項、1目、諸費につきましては、54万円を増額し、補正後の額を122万円とするものです。これは用品調達費、文書作業費の収支差引き見込額を一般会計へ繰り出すため、27節、繰出金を増額するものであります。

次に、歳入について説明いたしますので、前の5ページをお開きください。

1款、1項、1目、用品調達収入を決算見込みにより300万円減額し、補正後の額を686万8,000円とするものです。

次に、2款、1項、1目、文書作業収入を決算見込みにより71万円増額し、補正後の額を892万6,000円とするものです。

これにより歳入歳出それぞれ229万円減額し、予算の総額を1,599万8,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号、令和5年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第17号、令和5年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第15、議案第17号、令和5年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、保険給付費、保健事業費等を減額補正するとともに、歳入につきましては、国民健康保険税、保険給付費等交付金等を減額補正しております。

この結果、歳入歳出それぞれ1億2,405万5,000円を減額し、予算の総額を12億6,974万9,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、議案第17号、令和5年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

はじめに、歳出予算から説明いたしますので、7ページをご覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費は、決算見込みによる人件費を5万8,000円減額するものです。

次に、2款、1項、1目、一般被保険者療養給付費の18節、負担金補助及び交付金は、8,000万円を減額するもので、決算見込みによるものです。

次に、2款、2項、1目、一般被保険者高額療養費の18節、負担金補助及び交付金は、3,000万円を減額するもので、決算見込みによるものです。

次に、2款、6項、1目、傷病手当金の18節、負担金補助及び交付金は、392万円を減額するもので、決算見込みによるものです。

次に、6款、1項、1目、特定健康診査等事業費は、12節、委託料を118万円減額するもので、特定健康診査委託料の決算見込みによるものです。

続きまして、8ページ、同款、2項、1目、保健衛生普及費は、207万3,000円を減額するもので、18節、負担金補助及び交付金を137万3,000円、20節、貸付金を70万円それぞれ決算見込みにより減額するものです。

次に、7款、1項、1目、財政調整基金積立金は、24節、積立金を505万6,000円減額するもので、これは歳入歳出の決算見込みによる調整です。

次に、9款、2項、1目、直営診療所勘定繰出金は、176万8,000円を減額するもので、特別交付金による診療所運営費の決算見込みによるものです。

続きまして、歳入予算の主なものについて説明いたしますので、5ページをご覧ください。

1款、1項、1目、一般被保険者国民健康保険税は、1,569万3,000円を減額するもので、1節、医療給付費分現年課税分から、6節、介護納付金分、滞納繰越分まで、いずれも決算見込みにより調整するものです。

続いて、4款、1項、1目、保険給付費等交付金は、1億1,677万4,000円を減額するもので、1節、普通交付金は、1億1,000万円を減額するもので、歳出2款の保険給付費の減額に伴う決算見込みによるものです。

続いて、同項、2節、特別交付金は、677万4,000円を減額するもので、保

険者努力支援制度、特別調整交付金の県補助金が決算見込みにより、それぞれ減額されたことによるものです。

次に、5款、1項、1目、利子及び配当金は、2万2,000円を増額するもので、財政調整基金利子の決算見込みによるものです。

続いて、6款、1項、1目、一般会計繰入金は、164万2,000円を減額するもので、保険税軽減に係る国民健康保険基盤安定負担金等を減額したことによるものです。

次に、6ページ、6款、2項、1目、財政調整基金繰入金は、1,073万2,000円を決算見込みにより増額するものです。

次に、8款、3項、5目、貸付金元利収入は、70万円を決算見込みにより減額するものです。

続きまして、給与費明細書について説明いたしますので、9ページをご覧ください。一般職総括比較の欄をご覧ください。

給料30万1,000円の増額、職員手当35万9,000円の減額となるもので、人事院勧告による人件費の調整によるものです。なお、その内訳につきましては、お目通しください。

次に、12ページ、給料及び職員手当の増減額の明細につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号、令和5年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第18号、令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第16、議案第18号、令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、医療器械器具費、医薬品衛生材料費等を減額補正するとともに、歳入につきましては、外来収入、医療施設整備事業債等を減額補正しております。

この結果、歳入歳出それぞれ2,593万5,000円を減額し、予算の総額を1億4,885万4,000円とするものであります。また、地方債につきましては、事業の確定に伴い、限度額の変更を行うものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健介護課長(那須周造君)

それでは、議案第18号、令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)について御説明を申し上げます。

はじめに、歳出予算から説明をいたしますので、予算書7ページをお開きください。

1款、1項、1目、一般管理費は、2節、給料を13万4,000円増額、3節、職員手当等は、4万1,000円減額するもので、いずれも人事院勧告等に伴う人件費等の調整によるものでございます。8節、旅費、代診医派遣に係る費用弁償を48万3,000円、10節、需用費を86万4,000円、12節、委託料のシルバー人材センター業務委託料を6万円それぞれ減額するもので、いずれも決算見込みにより調整するものでございます。18節、負担金補助及び交付金は、代診医派遣負担金等を62万9,000円減額するもので、三島診療所の常駐医師不在による愛媛県立中

央病院等からの代診医派遣の依頼回数を精査した結果によるものでございます。

次に、1款、2項、1目、研究研修費は、8節、旅費を24万6,000円、10節、需用費を8万円、18節、負担金補助及び交付金を5万1,000円それぞれ減額するもので、業務の都合上、香川県観音寺市で開催された国保地域医療学会現地研究会には参加できなかったため、減額をするものでございます。

続いて、2款、1項、1目、医療用機械器具費は、10節、需用費を25万5,000円減額するものであり、医療用機械交換部品、修繕料について、決算見込みにより調整を行うものでございます。13節、使用料及び賃借料を130万円減額するもので、在宅酸素使用料の減によるものでございます。17節、備品購入費は、老朽化した医療機器等の更新業務で49万円減額するもので、自動血球計数機CRP測定装置、X診断モニター機器更新、エックス現像機診断用モニター機更新、高圧蒸気滅菌器、心電図機器更新等、医療機械購入費の入札減少金によるものでございます。

次に、同項、2目、医療用消耗機材費は、10節、需用費を12万円、11節、役務費を10万円それぞれ減額するものであり、医療用の消耗品及びクリーニング手数料が減少したことによるものでございます。

続いて、8ページをご覧ください。

同項、3目、医薬品衛生材料費は、10節、需用費を2,093万円減額、同項、4目、医療用諸費、11節、役務費を20万円減額するもので、新型コロナウイルス感染症及び診療日数等の影響で患者が減ったことにより、医薬材料費及び血液検査の件数が減少したことによるものでございます。

次に、3款、1項、1目、施設整備費は、10節、需用費を20万円減額するものであり、診療施設修繕料について、決算見込みにより調整をするものであります。14節、工事請負費を2万円減額するもので、鬼北町日吉医療保健センターの非常用発電機改修工事に係る入札減少金によるものでございます。

続きまして、歳入予算の主なものについて説明をいたしますので、6ページをご覧くださいと思います。

1款、1項、外来収入は、1目、国民健康保険診療報酬収入を163万8,000円、同項、3目、後期高齢者医療診療報酬収入を1,952万1,000円、同項、5目、その他の診療報酬収入を18万2,000円それぞれ減額するもので、これは前年度に引き継ぐコロナ禍により、薬の長期投与による来院回数の減や、地域の人口減少及び診療日数等の影響で患者が減ったことによる外来収入の減額であります。

次に、同款、2項、1目、諸検査等収入を8万円、同款、2項、2目、予防接種収

入を25万円それぞれ減額するもので、検診料等検査及び予防接種受診者の減少によるものでございます。

続いて、2款、1項、1目、自動車使用料を9万6,000円減額するもので、決算見込みにより調整をするものであります。

次に、4款、2項、1目、事業勘定繰入金は、国民健康保険特別会計からの繰入金、僻地診療所運営交付金であります。診療所運営費が減少したことにより176万8,000円減額するものであります。

続いて、7款、1項、1目、医療施設整備事業債は、1節、診療費整備事業債を240万円減額するもので、自動血球数機CRP測定装置及びX線現像機診断用モニター医療用機械器具の整備購入費等に係る経費が、国民健康保険調整交付金の補助対象経費に確定したこと及び入札減少金の発生によるものでございます。

続きまして、第2表、地方債補正について説明をいたしますので、3ページをご覧ください。

自動血球計数機CRP測定装置及びX線現像機診断用モニター、医療用機械器具の整備購入費等に係る経費が、国民健康保険調整交付金の補助対象経費に確定したこと、及び入札減少金が発生し、事業費が減少したために、限度額を580万円に減額変更するものであります。

続きまして、給与費明細書について説明をいたしますので、9ページをご覧ください。

一般職総括比較の欄をご覧ください。

給料13万4,000円増額、職員手当4万1,000円減額するもので、人事院勧告等に伴う人件費の調整によるものであります。なお、その内訳につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、12ページ、給料及び職員手当の増減額の明細につきましては、一般会計に準じて作成をいたしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議よろしく願いをいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第18号、令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第19号、令和5年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第17、議案第19号、令和5年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、保険給付費、地域支援事業費等を減額補正するとともに、歳入につきましては、介護保険料、支払基金交付金等を減額補正しております。

この結果、歳入歳出それぞれ8,602万円を減額し、予算の総額を16億3,760万1,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健介護課長(那須周造君)

議案第19号、令和5年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第3号)について御説明をいたします。

歳出から御説明をいたしますので、8ページをご覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費につきましては、126万3,000円を減額補正

し、補正後の額を1,954万円とするものであります。補正の主な理由は、介護保険システム改修委託料及び高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定業務委託料、並びに国保連合会保険者端末更新に係る負担金の減でありまして、12節、委託料及び18節、負担金補助及び交付金を補正いたしております。

同款、2項、1目、賦課徴収費につきましては、18万円を減額補正し、補正後の額を48万2,000円とするものであります。補正の主な理由は、決算見込みにより不用額が生じるもので、通信運搬費の補正をいたしております。

同款、3項、1目、介護認定審査会費につきましては、認定審査会委員の欠席及びコロナ禍による研修会のオンライン開催によるもので、1節、報酬及び8節、旅費を23万7,000円減額補正をするものであります。

同項、2目、認定調査費につきましては、手数料において認定有効期間の延長措置により認定更新回数が減となり、それに伴う主治医意見書作成の減により84万5,000円を減額補正しております。

同款、4項、1目、趣旨普及費につきましては、介護保険制度パンフレットについて在庫があり、本年度印刷する必要がないため、印刷製本費を9万9,000円減額補正をいたしております。

同款、5項、1目、運営協議会費につきましては、介護保険運営協議会の開催数の減に伴い、1節、報酬を5万4,000円減額補正しております。8節、旅費につきましても、協議会委員の交代により旅費算定距離に変動が生じたために4,000円の増額補正となっております。

次に、9ページに移りまして、9ページ、2款、保険給付費から、11ページの3款、地域支援事業費につきましては、それぞれの項目について決算見込みにより不足する見込みの額を増額補正し、また、不用額が生じる見込みのものについては、減額補正をするものであります。

次に、11ページに移りまして、4款、1項、1目、介護給付費準備基金積立金につきましては、令和6年3月31日時点において、基金利子が増額となる見込みであり、4万2,000円を増額補正するものであります。

続きまして、収入について説明をいたしますので、5ページをお開きください。

1款、1項、1目、第1号被保険者介護保険料につきましては、570万5,000円を減額補正し、補正後の額を2億5,079万2,000円とするもので、決算見込みにより減額補正をするものであります。

2款、1項、2目、介護予防サービス負担金につきましては、17万6,000円

を減額補正し、補正後の額を22万3,000円とするもので、決算見込みにより減額補正をするものであります。

4款、2項、国庫補助金につきましては、保険給付費等の決算見込みにより所要の額を補正するものであります。

5款、1項、支払基金交付金につきましては、交付対象となる保険給付費等の決算見込みにより減額補正をするものであります。

6ページに移りまして、6款、1項、県負担金、同2項、県補助金につきましては、保険給付費等の決算見込みにより所要額を補正するものであります。

7款、1項、1目、利子及び配当金につきましては、令和6年3月31日時点において、基金利子が増額となる見込みであり、4万2,000円を増額補正するものであります。

8款、1項、一般会計繰入金につきましては、1,409万3,000円を減額し、補正後の額を2億6,718万8,000円とするもので、歳入歳出の決算見込みにより補正をするものであります。

7ページに移りまして、8款、2項、基金繰入金につきましては、1,142万5,000円を減額し、補正後の額を3万9,000円とするもので、歳入歳出の決算見込みにより不足額を基金から取り崩しするものであります。

続きまして、給与明細費について御説明をいたしますので、12ページをお開きください。

比較の欄で説明をさせていただきます。

1、特別職の報酬につきましては、25万4,000円の減額で、減の主な理由は、介護認定審査委員会委員の欠席により支給金額が減となったことによるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第19号、令和5年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第20号、令和5年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第18、議案第20号、令和5年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、後期高齢者医療広域連合納付金を減額補正するとともに、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金を減額補正いたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ664万3,000円を減額し、予算の総額を1億8,612万2,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長(善家直邦君)

それでは、議案第20号、令和5年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

はじめに、歳出予算から説明いたしますので、6ページをご覧ください。

2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、18節、負担金補助及び交付金を664万3,000円減額するもので、事務費負担金、保険料等負担金徴収実績分、保険料等負担金保険基盤安定分の決算見込みによるものです。

続きまして、歳入予算について説明いたしますので、5ページをご覧ください。

1款、1項、1目、後期高齢者医療保険料は、322万円を減額するもので、その内訳は、1節、現年度分特別徴収保険料を150万円、2節、現年度分普通徴収保険料を160万円、3節、滞納繰越分普通徴収保険料を12万円それぞれ減額するもので、決算見込みにより調整をするものです。

3款、1項、1目、一般会計繰入金は、342万3,000円を減額するもので、事務費保険基盤安定分の決算見込みによるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号、令和5年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第21号、令和5年度鬼北町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第19、議案第21号、令和5年度鬼北町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をいたします。

収益的支出においては、営業費用等を増額補正するものであります。

この結果、収益的支出を2,230万円増額し、収益的支出総額を3億5,649万1,000円とするものであります。

また、資本的支出においては、建設改良費を増額補正するとともに、資本的収入において企業債を増額補正いたしております。

この結果、資本的支出を2,121万2,000円増額し、資本的支出総額を8億7,256万5,000円とするとともに、資本的収入を1,920万円増額し、資本的収入総額を7億277万3,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、水道課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○水道課長（上田 司君）

それでは、議案第21号、令和5年度鬼北町水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

補正予算書に基づき、説明いたしますので、6ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出について、1款、1項、4目、資産減耗費について2,200万円を増額し、補正後の額を2,305万円とするものであります。電気計装設備更新工事に伴う固定資産除却費を計上しております。

1款、2項、1目、支払い利息及び企業債取扱諸費につきましては、令和5年度電気計装設備更新工事に係る前払い金の財源として1億円、令和4年度電気計装設備更新工事完成に係る請負代金の財源として借り入れた企業債1億6,720万円の利息増加分30万円を計上しております。

8ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、支出について説明いたします。

1款、1項、1目、配水設備改良費について2,121万2,000円を増額し、補正後の額を6億5,437万1,000円とするものであります。これにつきましては、大藤浄水場の高圧受電設備が耐用年数を超過しており、不具合による停電を起こしており、電気計装設備更新工事の追加工事として1,921万2,000円を増額、また、近永地区、西野々地区配水管布設替え工事の増額分といたしまして、200万円を計上しております。

7ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、収入について説明いたします。

1 款、1 項、1 目、企業債につきましては、補正 1 号において、水道関係予算執行部局の移管に伴う追加要望を要求しておりましたが、過疎債については、補正対応での予算措置ができないということで、水道事業債を増額し、過疎債分を減額しております。

続きまして、9 ページになりますが、キャッシュ・フロー計算書につきましては、補正予算に伴う現金の流れについて算定しておりますので、お目直しをお願いいたします。

次に、1 ページをお開きください。

第 2 条であります。令和 5 年度鬼北町水道事業会計の第 2 条に定めた主要な建設改良工事の事業費を補正するものでございます。

第 3 条であります。今ほど説明いたしました内容で、令和 5 年度鬼北町水道事業会計の第 3 条に定めた収益的支出の予定額を補正するものであります。

第 4 条では、資本的支出の予定額を補正するものであります。

2 ページ、第 5 条では、予算第 5 条に定めた企業債の限度額について補正するものでございます。

第 6 条といたしまして、第 7 条で定めております予定支出の各項の経費の金額の流用について補正予算の計上に伴い、金額の変更を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第 2 1 号、令和 5 年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 3 号）につい

てを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第22号、令和5年度鬼北町病院事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第20、議案第22号、令和5年度鬼北町病院事業会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

収益的支出においては、医業費用、医業外費用等を減額補正するとともに、収益的収入において、医業収益等を減額、特別利益を増額補正しております。

この結果、収益的支出を1,051万4,000円減額し、収益的支出総額を9億8,299万6,000円とするとともに、収益的収入を2,784万4,000円減額し、収益的収入総額を9億6,645万1,000円としております。

また、資本的支出においては、建設改良費及び固定資産購入費を減額補正するとともに、資本的収入において企業債、補助金を減額補正しております。

この結果、資本的支出を8,904万9,000円減額し、資本的支出総額を3億8,277万5,000円とするとともに、資本的収入を9,884万円減額し、資本的収入総額を3億5,991万6,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健介護課長(那須周造君)

それでは、議案第22号、令和5年度鬼北町病院事業会計補正予算(第1号)について説明をいたします。

補正予算説明書に基づき、説明をいたしますので、6ページをお開きください。

はじめに、収益的収入及び支出のうち、収入について説明をいたします。

1款、1項、1目、入院収益につきましては、1,998万4,000円を減額し、4億2,104万6,000円とするものであります。減となった主な要因は、地域の

人口減少と、令和2年度途中から新型コロナウイルス感染症の拡大により、近隣の医療機関や高齢者施設において、入退院調整が活発にできなかった時期が続いた影響や、新型コロナウイルス感染症の院内クラスターが3回発生したこと等によるものでございます。

同項、2目、外来収益につきましては、4,860万円を減額し、2億412万円とするものであります。減の主な要因は、前年度に引き継ぐコロナ禍により、薬の長期投与による来院回数の減や、地域の人口減少によるものであります。外来患者につきましても、入院患者と同様、令和2年度に減少し、コロナ禍以前の患者数にまでまだ回復をいたしておりません。

同項、3目、その他医業収益につきましては、16万円を減額し、2,300万1,000円とするものであります。減の主な要因は、介護保険意見書料等、文書料の収入減によるものであります。

同款、2項、5目、その他医業外収益につきましては、12万5,000円を減額し、287万3,000円とするものであります。これは世帯用9戸、単身世帯用10戸ある医師公舎等使用料であり、入居者の減によるものでございます。

同款、3項、1目、訪問看護ステーション収益につきましては、200万円を減額し、3,000万円とするものであります。減の主な理由は、利用者の減によるものでございます。

同款、4項、2目、その他特別利益につきましては、4,302万5,000円を増額し、4,302万6,000円とするものであります。これは新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費補助金を予算計上するものでございます。

次のページに移りまして、支出について説明をいたします。

1款、1項、1目、給与費につきましては、70万8,000円を増額し、1億2,215万5,000円とするものであります。増の主な理由は、人事院勧告及び手当の異動調整に伴い、人件費等を補正するものでございます。

同項、2目、経費につきましては、1,347万4,000円を減額し、7億6,009万1,000円とするものであります。減の主な理由は、指定管理者へ交付する11節、健康保険等診療報酬交付金が、病院事業収益の減により6,848万8,000円の減となったことによるものであります。11節、健康保険等診療報酬交付金が減となったことにより、11節、運営交付金が6,104万1,000円の増額となっております。

同項、3目、減価償却費につきましては、79万9,000円を減額し、5,779

万6,000円とするもので、建物減価償却費及び医療用機器等減価償却費の確定に伴うものであります。

同項、4目、資産減耗費につきましては、617万2,000円を増額するもので、医療用機器等更新に伴い、老朽化した既存の機器等、固定資産を廃棄し、帳簿価格を除去するものであります。

同款、2項、1目、支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、112万1,000円を減額し、157万9,000円とするもので、企業債利息及び一時借入金利息の確定に伴うものでございます。

同款、3項、1目、訪問看護ステーション費につきましては、200万円を減額し、3,000万円とするものであります。減の主な理由は、利用者の減によるもので、訪問看護ステーション収益分を訪問看護等報酬交付金として交付をするものであります。

続きまして、9ページをお開きください。

次に、資本的収入及び支出のうち、はじめに、中ほどにあります支出のほうから説明をいたします。

1款、1項、1目、建設改良費につきましては、5,570万円を減額し、1億9,600万円とするものであります。補正の理由は、自家発電装置工事に係る設計監理委託料及び工事請負費、中央監視装置更新、給食室、エアコン更新作業等、入札減少金等によるものであります。

同款、2項、1目、固定資産購入費につきましては、3,334万9,000円を減額し、1億6,100万円とするものであります。補正の理由は、医療情報システム電子カルテ更新、超音波画像診断装置更新、生化学自動分析装置更新、多項目自動血球分析装置更新、尿自動分析装置更新業務及びスポットチェックモニターシステム等医療機器購入費の入札減少金等によるものであります。

次に、収入について説明をいたします。

1款、1項、1目、企業債につきましては、支出の1款、1項、1目、建設改良費及び同款、2項、1目、固定資産購入費の企業債対象経費に係る補正相当額を医療機器整備及び医療設備事業債から、それぞれ減額をするものであります。

同款、3項、1目、補助金につきましては、支出の1款、2項、1目、固定資産購入費のうち、生化学自動分析装置等の購入に係る県僻地医療拠点病院設備整備事業費補助金の交付決定によるものであります。

続きまして、10ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書につきましては、補正予算に伴う現金の流れについて算定をいたしておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、1ページをお開きください。

第2条であります。先ほど説明しました内容により、令和5年度鬼北町病院事業会計予算の第2条に定めた業務の予定量を補正するものであります。

次に、第3条であります。前条と同様に、令和5年度鬼北町病院事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

2ページに移りまして、次に、第4条であります。前条と同様に、令和5年度鬼北町病院事業会計予算の第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

次に、第5条であります。令和5年度鬼北町病院事業会計予算の第5条に定めた企業債について、事業の確定に伴う限度額を改めるものであります。

起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

3ページから5ページの補正予算実施計画につきましては、説明を割愛させていただきます。

次に、給与費明細書について説明をいたしますので、16ページをお開きください。

1、総括について説明をいたします。

比較の欄の合計で説明をさせていただきます。職員数につきましては、増減ありません。給与費については、給料が100万6,000円増、手当が62万8,000円の減、その内訳につきましては、下の手当の内訳のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。法定福利費は、2,000円の増で、合計で38万円の増額であります。増の主な理由は、人事院勧告及び手当の異動調整によるものであります。

次に、12ページの2、給料及び手当の増減の明細以下につきましては、一般会計に準じて作成をいたしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第22号、令和5年度鬼北町病院事業会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第23号、令和5年度鬼北町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第21、議案第23号、令和5年度鬼北町下水道事業会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

収益的支出においては、営業費用を減額補正するとともに、収益的収入において営業外収益等を減額、特別利益を増額補正しております。

この結果、収益的支出を1,977万円減額し、収益的支出総額を1億8,748万8,000円とするとともに、収益的収入を2,206万7,000円減額し、収益的収入総額を1億8,519万1,000円としております。

また、資本的支出においては、建設改良費を減額補正するとともに、資本的収入において補助金を減額補正しております。

この結果、資本的支出を166万8,000円減額し、資本的支出総額を9,515万3,000円とするとともに、資本的収入を166万8,000円減額し、資本的収入総額を9,629万4,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、環境保全課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○環境保全課長(森 明君)

それでは、議案第23号、令和5年度鬼北町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、支出から説明いたしますので、5ページをお開きください。

1款、1項、1目、管渠費を50万円減額し、補正後の額を89万1,000円に、1款、2項、2目、ポンプ場費を225万円減額し、補正後の額を334万1,000円とするものであります。ともに農集施設に係る維持管理費の決算見込みによりそれぞれ減額するものであります。

1款、3項、1目、処理場費につきましては、浄化槽分735万1,000円、農集分966万9,000円、合計1,702万円減額し、補正後の額を4,716万8,000円とするものであります。施設の維持管理費の決算見込みよりそれぞれ減額するもので、14節、委託料は、入札執行及び実績等により減額するもの。15節、手数料は、汚泥引き抜き料の減により減額するもの。27節、動力費につきましては、単価の引下げ及び農集施設の整備による省エネ化による470万円減額するものであります。

続きまして、上段の収入につきまして説明いたします。

1款、2項、3目、他会計補助金につきましては、浄化槽分747万8,000円、農集分1,564万7,000円、合計2,312万5,000円減額し、補正後の額を550万円とするものであります。これは下水道事業費用の減額により、収益的収支に対する補填分の補正であります。

1款、3項、1目、その他特別利益につきましては、105万8,000円増額し、補正後の額を230万1,000円とするものであります。これは農業集落排水事業における令和4年度分の消費税還付金で、確定申告額に基づき増額補正するものであります。

6ページをお開きください。

次に、資本的収入及び支出について、支出について説明いたします。

1款、1項、1目、管渠建設改良費につきましては、166万8,000円減額し、補正後の額を3,789万円とするものであります。これは人事院勧告及び会計間異動等に伴う浄化槽に係る人件費の調整であります。

次に、上段の表、収入につきまして説明いたします。

1款、2項、3目、他会計補助金につきましては、166万8,000円減額し、補正後の額を439万5,000円とするものであります。これは先ほど説明いたし

ました、管渠建設改良費の人員費調整に伴う補正であります。

続きまして、7ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書につきましては、補正予算に伴う現金の流れについて算定しておりますので、お目通しをお願いします。

次に、1ページをお開きください。

第2条の予算第3条で定めた収益的、第3条の予算第4条で定めた資本的のそれぞれの収入及び支出につきましては、先ほど説明いたしました内容で予定額を補正するものであります。

第4条につきましては、予算第4条で決めました、令和5年度以前に発生いたしました2つの特別会計の債権及び債務を整理した額に改めたものであります。

2ページをお願いします。

第5条では、予算第8条で決めました議会の議決を得なければ流用することのできない経費の金額を、第6条では、予算第9条で定めた一般会計からの補助金の金額をそれぞれ改めたものであります。

次に、給与費明細書につきましては、説明いたしますので、8ページをお開きください。

1、総括につきましては、比較の欄により説明いたします。

職員数の増減はありません。給与費は、給料について73万4,000円の減、手当について65万8,000円の減で、その内容につきましては、下段手当の内訳のとおりであります。法定福利費は、27万6,000円の減で、合計166万8,000円の減額であります。

なお、2、給料及び手当の増減額の明細以下の各表につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第23号、令和5年度鬼北町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をしました。

なお、明日3月8日は、定刻に会議を開きます。

本日は、これをもって延会をします。

○副議長(末廣 啓君)

起立願います。

礼。

(午後 3時28分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（11番）

鬼北町議会議員（1番）